

令02原機(青)046
令和2年11月18日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
青森研究開発センター

原子力第1船原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、令和2年5月11日付け令02原機(青)004(令和2年8月31日付け令02原機(青)032にて一部補正)をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設保安規定の変更認可申請書を別紙のとおり補正いたします。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター
原子力第1船原子炉施設保安規定の変更（補正）
補正の内容及び理由

1. 補正の内容

令和2年5月11日付け令02原機（青）004（令和2年8月31日付け令02原機（青）032にて一部補正）をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設保安規定の変更認可申請書を別添1のとおり一部補正する。

また、既に認可を受けている保安規定に対して、一部補正を含めた変更の内容を別添2に示す。

2. 補正の理由

- (1) 放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法を明確にする。
- (2) その他、記載の適正化を図る。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第 1 船原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正 新旧対照表 (下線部変更箇所)

該当箇所	補正前 (令和 2 年 8 月 3 1 日付け申請)	補正後																																															
第 2 編 第 34 条	第 34 条 保安管理課長は、第 3 編第 30 条に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備え <u>づ</u> けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、第 3 編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。	第 34 条 保安管理課長は、第 3 編第 30 条に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備え <u>付</u> けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、第 3 編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。																																															
第 3 編 別表第 9 (その 2)	<p>別表第 9 (その 2) 放射線測定機器 (第 30 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="543 621 1451 1110"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>設置場所</th> <th>数量</th> <th>使用方法</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハンドフットクロス モニタ</td> <td>管理区域出入口</td> <td>2</td> <td>手、足、衣服等の表面密度 の測定に用いる。</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>表面汚染検査用サー ベイメータ</td> <td rowspan="2">施設内</td> <td>2</td> <td>床及び機器等の表面密度 の測定に用いる。</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線サーベイメ ータ</td> <td>2</td> <td>線量当量率の測定に用い る。 空気吸収線量率の測定に 用いる。</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	設置場所	数量	使用方法	測定線種	ハンドフットクロス モニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面密度 の測定に用いる。	ベータ線	表面汚染検査用サー ベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度 の測定に用いる。	ベータ線	ガンマ線サーベイメ ータ	2	線量当量率の測定に用い る。 空気吸収線量率の測定に 用いる。	ガンマ線	<p>別表第 9 (その 2) 放射線測定機器 (第 30 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1688 621 2597 1320"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>設置場所</th> <th>数量</th> <th>使用方法</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハンドフットクロス モニタ</td> <td>管理区域出入口</td> <td>2</td> <td>手、足、衣服等の表面密度 の測定に用いる。</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>表面汚染検査用サー ベイメータ</td> <td rowspan="3">施設内</td> <td>2</td> <td>床及び機器等の表面密度 の測定に用いる。</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線サーベイメ ータ</td> <td>2</td> <td>線量当量率の測定に用い る。 空気吸収線量率の測定に 用いる。</td> <td>ガンマ線</td> </tr> <tr> <td><u>ガンマ線波高分析装 置</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>液体廃棄物中の放射性物 質濃度の測定に用いる。</u></td> <td><u>ガンマ線</u></td> </tr> <tr> <td><u>液体シンチレーショ ンカウンタ</u></td> <td></td> <td><u>1</u></td> <td></td> <td><u>³H</u></td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	設置場所	数量	使用方法	測定線種	ハンドフットクロス モニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面密度 の測定に用いる。	ベータ線	表面汚染検査用サー ベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度 の測定に用いる。	ベータ線	ガンマ線サーベイメ ータ	2	線量当量率の測定に用い る。 空気吸収線量率の測定に 用いる。	ガンマ線	<u>ガンマ線波高分析装 置</u>	<u>1</u>	<u>液体廃棄物中の放射性物 質濃度の測定に用いる。</u>	<u>ガンマ線</u>	<u>液体シンチレーショ ンカウンタ</u>		<u>1</u>		<u>³H</u>
機器種別	設置場所	数量	使用方法	測定線種																																													
ハンドフットクロス モニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面密度 の測定に用いる。	ベータ線																																													
表面汚染検査用サー ベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度 の測定に用いる。	ベータ線																																													
ガンマ線サーベイメ ータ		2	線量当量率の測定に用い る。 空気吸収線量率の測定に 用いる。	ガンマ線																																													
機器種別	設置場所	数量	使用方法	測定線種																																													
ハンドフットクロス モニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面密度 の測定に用いる。	ベータ線																																													
表面汚染検査用サー ベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度 の測定に用いる。	ベータ線																																													
ガンマ線サーベイメ ータ		2	線量当量率の測定に用い る。 空気吸収線量率の測定に 用いる。	ガンマ線																																													
<u>ガンマ線波高分析装 置</u>		<u>1</u>	<u>液体廃棄物中の放射性物 質濃度の測定に用いる。</u>	<u>ガンマ線</u>																																													
<u>液体シンチレーショ ンカウンタ</u>		<u>1</u>		<u>³H</u>																																													

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p style="text-align: center;">原子力第1船原子炉施設保安規定</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> 17(規程)第11号 平成17年8月12日 </div> <p>改正 平成17年8月12日 17(規程)第11号 平成18年3月13日 18(規程)第7号 平成18年10月24日 18(規程)第54号 平成19年3月12日 19(規程)第1号 平成19年8月14日 19(規程)第41号 平成25年10月23日 25(規程)第19号 平成26年3月25日 25(規程)第79号 平成28年1月26日 27(規程)第102号 平成28年3月7日 27(規程)第113号 平成29年2月28日 28(規程)第74号 平成30年3月9日 29(規程)第113号 平成30年3月13日 29(規程)第115号</p> <p>総目次</p> <p>第1編 総 則</p> <p>第2編 放射線管理</p> <p>第3編 原子炉施設の管理</p>	<p style="text-align: center;">原子力第1船原子炉施設保安規定</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> 17(規程)第11号 平成17年8月12日 </div> <p>改正 平成17年8月12日 17(規程)第11号 平成18年3月13日 18(規程)第7号 平成18年10月24日 18(規程)第54号 平成19年3月12日 19(規程)第1号 平成19年8月14日 19(規程)第41号 平成25年10月23日 25(規程)第19号 平成26年3月25日 25(規程)第79号 平成28年1月26日 27(規程)第102号 平成28年3月7日 27(規程)第113号 平成29年2月28日 28(規程)第74号 平成30年3月9日 29(規程)第113号 平成30年3月13日 29(規程)第115号 <u>令和〇年〇月〇日 〇(規程)第〇号</u></p> <p>総目次</p> <p>第1編 総 則</p> <p>第2編 放射線管理</p> <p>第3編 原子炉施設の管理</p>	<p style="text-align: center;">改正年月日の追記</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>第1編 総則</p> <p>目 次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第5条)</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p> 第1節 組織及び職務 (第6条-第8条)</p> <p> 第2節 委員会 (第9条-第11条)</p> <p> 第3節 廃止措置施設保安主務者 (第12条-第14条)</p> <p>第3章 品質保証 (第15条-第24条)</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理 (第25条-第27条)</p> <p>第5章 核燃料物質によって汚染された物の運搬 (第28条)</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練 (第29条・第30条)</p> <p>第7章 非常の場合に採るべき措置</p> <p> 第1節 事前の措置 (第31条)</p> <p> 第2節 通報及び現地対策本部の設置 (第32条・第33条)</p> <p> 第3節 非常事態における活動 (第34条-第37条)</p> <p>第8章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (第38条)</p> <p>第9章 記録及び報告 (第39条-第42条)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>目 次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第5条)</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p> 第1節 組織及び職務 (第6条-第8条)</p> <p> 第2節 委員会 (第9条-第11条)</p> <p> 第3節 廃止措置施設保安主務者 (第12条-第14条)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 (第15条)</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理 (第16条-第18条)</p> <p>第5章 核燃料物質によって汚染された物の運搬 (第19条)</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練 (第20条・第21条)</p> <p>第7章 非常の場合に講ずべき措置</p> <p> 第1節 事前の措置 (第22条)</p> <p> 第2節 通報及び現地対策本部の設置 (第23条・第24条)</p> <p> 第3節 非常事態における活動 (第25条-第28条)</p> <p>第8章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (第29条)</p> <p>第9章 記録及び報告 (第30条-第33条)</p>	<p>法改正に伴う記載の適正化 条文削除に伴う条番号の繰り上げ</p> <p>法改正に伴う記載の適正化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>第1章 通則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、原子力第1船原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安に関する基本的事項を定め、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）青森研究開発センター（以下「センター」という。）における核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、原子炉施設の運転等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施する。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規定は、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他原子炉の附属施設からなる原子炉施設の保安に関して適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、職員、嘱託(非常勤を除く。)、技術開発協力員、常勤職員及び臨時用員等の機構と直接雇用関係にある者をいう。</p> <p>(2) 「課長」とは、保安管理課長又は施設工務課長をいう。</p> <p>(3) 「施設管理者」とは、原子炉施設を管理する施設工務課長及び保安管理課長をいう。</p> <p>(4) 「廃止措置施設保安主務者」とは、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行う者をいう。</p> <p>(5) 「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転、原子炉施設の保全、核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(6) 「見学者等」とは、見学、視察等の目的で、放射線作業以外の業務のため一時的に管</p>	<p>第1章 通則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、原子力第1船原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安に関する基本的事項を定め、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）青森研究開発センター（以下「センター」という。）における核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、原子炉施設の運転等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</p> <p><u>2 法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第9条第1項第1号から第4号の定めに従って、試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する方針（以下「施設管理方針」という。）、施設管理の目標（以下「施設管理目標」）及び施設管理の実施計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規定は、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他原子炉の附属施設からなる原子炉施設の保安に関して適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、職員、嘱託(非常勤を除く。)、技術開発協力員、常勤職員及び臨時用員等の機構と直接雇用関係にある者をいう。</p> <p>(2) 「課長」とは、保安管理課長又は施設工務課長をいう。</p> <p>(3) 「施設管理者」とは、原子炉施設を管理する施設工務課長及び保安管理課長をいう。</p> <p>(4) 「廃止措置施設保安主務者」とは、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行う者をいう。</p> <p>(5) 「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転、原子炉施設の保全、核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(6) 「見学者等」とは、見学、視察等の目的で、放射線作業以外の業務のため一時的に管</p>	<p>法改正に伴う記載の適正化 施設管理に関する基本方針を追記</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表（補正後）

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(7) 「放射線管理」とは、原子炉施設に係る放射線による障害を防止するために行う対策をいう。</p> <p>(8) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(9) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(10) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行うことが困難な事態であり、別表第1に掲げる事態をいう。</p> <p>(11) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条第1項に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(12) 「品質保証」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいい、その活動を品質保証活動という。</p> <p>(13) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(14) 「廃止措置」とは、原子炉の廃止に伴う措置であって、原子炉施設の解体、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄をいう。</p>	<p>理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(7) 「放射線管理」とは、原子炉施設に係る放射線による障害を防止するために行う対策をいう。</p> <p>(8) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(9) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(10) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行うことが困難な事態であり、別表第1に掲げる事態をいう。</p> <p>(11) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条第1項に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(12) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいい、その活動を品質マネジメント活動という。</p> <p>(13) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(14) 「<u>保全活動</u>」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(15) 「廃止措置」とは、原子炉の廃止に伴う措置であって、原子炉施設の解体、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄をいう。</p> <p>(16) 「<u>廃止措置対象施設</u>」とは、法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画（同条第3項において読み替えて準用する法第12条の6第3項又は第5項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる原子炉施設をいう。</p> <p>(17) 「<u>性能維持施設</u>」とは、<u>廃止措置対象施設</u>において、<u>廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設（設備・機器）</u>をいう。</p> <p>(18) 「<u>事業者検査</u>」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(19) 「<u>施設管理方針</u>」とは、原子炉施設が法第43条の3の2第2項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「<u>試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則</u>」（以下「<u>技術基準規則</u>」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう（<u>廃止措置対象施設においては性能維持施設に限る。</u>）これを設置し、及び維持するために策定する方針をいう。</p> <p>(20) 「<u>施設管理目標</u>」とは、<u>施設管理方針</u>に従って達成すべき、<u>施設管理の目標</u>をいう。</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>法改正に伴う記載の適正化</p> <p></p> <p>法改正に伴う定義の追記</p> <p></p> <p>法改正に伴う定義の追記</p> <p></p> <p>法改正に伴う定義の追記</p> <p></p> <p>法改正に伴う定義の追記</p> <p></p> <p>法改正に伴う定義の追記</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(遵守義務等)</p> <p>第4条 職員等は、原子炉施設に関する保安活動を行う場合は、この規定を遵守するとともに、保安活動に関する意識向上のための啓発に努めるものとする。なお、センターに所属しない職員等は、青森研究開発センター所長（以下「所長」という。）及び施設管理者が行う保安措置及び放射線管理についての指示に従わなければならない。</p> <p>2 第7条に掲げる各職位は、職員等以外の者で原子炉施設に関する保安活動を行う者に対して、この規定を遵守させなければならない。</p> <p>(規則等の制定、改定及び廃止)</p> <p>第5条 所長は、この規定を施行するため、次の各号に掲げる規則等を定める。</p> <p>(1) 青森研究開発センター事故対策規則（以下「事故対策規則」という。）</p> <p>(2) 青森研究開発センター放射線安全取扱手引（以下「放射線安全取扱手引」という。）</p> <p>(3) 青森研究開発センター放射性物質等事業所内運搬規則（以下「運搬規則」という。）</p> <p>2 所長は、前項の規則等を制定、改定及び廃止するときは、原子炉施設等安全審査委員会に諮問するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、前項に基づき規則等を制定、改定及び廃止したときは、理事長に報告しなければならない。</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務</p>	<p>(21)「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項、原子炉施設の設計及び工事に関する事項、原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項、原子炉施設の点検、検査の方法及び実施頻度に関する事項、原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項、原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果及び評価の方法に関する事項、前記の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項、原子炉施設の施設管理に関する記録に関する事項を含む。</p> <p>(22)「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項、原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した計画をいう。</p> <p>(23)「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p>(遵守義務等)</p> <p>第4条 職員等は、原子炉施設に関する保安活動を行う場合は、この規定を遵守するとともに、保安活動に関する意識向上のための啓発に努めるものとする。なお、センターに所属しない職員等は、青森研究開発センター所長（以下「所長」という。）及び施設管理者が行う保安措置及び放射線管理についての指示に従わなければならない。</p> <p>2 第7条に掲げる各職位は、職員等以外の者で原子炉施設に関する保安活動を行う者に対して、この規定を遵守させなければならない。</p> <p>(規則等の制定、改定及び廃止)</p> <p>第5条 所長は、この規定を施行するため、次の各号に掲げる規則等を定める。</p> <p>(1) 青森研究開発センター事故対策規則（以下「事故対策規則」という。）</p> <p>(2) 青森研究開発センター放射線安全取扱手引（以下「放射線安全取扱手引」という。）</p> <p>(3) 青森研究開発センター放射性物質等事業所内運搬規則（以下「運搬規則」という。）</p> <p>2 所長は、前項の規則等を制定、改定及び廃止するときは、原子炉施設等安全審査委員会に諮問するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、前項に基づき規則等を制定、改定及び廃止したときは、理事長に報告しなければならない。</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務</p>	<p>法改正に伴う定義の追記</p> <p>法改正に伴う定義の追記</p> <p>法改正に伴う定義の追記</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(保安管理組織)</p> <p>第6条 原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会</u>をいう。</p> <p>(職 務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 管理責任者は、原子炉施設の品質保証活動に関する業務の責任者として、品質保証活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質保証活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいては青森研究開発センター担当理事（以下「担当理事」という。）とする。</p> <p>(3) 統括監査の職は、原子炉施設の品質保証活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質保証活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の運営に関する業務を行う。</p> <p>(5) 担当理事は、理事長を補佐し、センターにおける原子炉施設の保安に関する業務を統理する。</p> <p>(6) 所長は、センターにおける原子炉施設に関する保安活動を統括するとともに、保安管理課長及び施設工務課長が行う業務を統括する。</p> <p>(7) 保安管理課長は、放射線管理施設の管理、放射線管理の統括、保安教育訓練、保安管理等に関する業務及び周辺監視区域の管理、職員等以外の者の周辺監視区域への立ち入り時の保安措置に関する業務を行う。</p> <p>(8) 施設工務課長は、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他原子炉の附属施設の運転及び保守に関する業務、管理区域への出入管理及び作業に係る放射線管理、作業環境・管理区域内設備等の管理及び保全区域の管理、放射性廃棄物の管理及び運搬等に関する業務並びに原子炉施設の廃止措置に関する計画及び関連する技術開発を行う。</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質保証活動と前項に掲げる者との関係は、別表第2に示すとおりとする。</p>	<p>(保安管理組織)</p> <p>第6条 原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長</u>をいう。</p> <p>(職 務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) <u>統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</u></p> <p>(3) <u>管理責任者は、第15条「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の運営に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 契約部長は、原子炉施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</u></p> <p>(6) <u>青森研究開発センター担当理事（以下「担当理事」という。）は、理事長を補佐し、センターにおける原子炉施設の保安に関する業務を統理する。</u></p> <p>(7) 所長は、センターにおける原子炉施設に関する保安活動を統括するとともに、保安管理課長、<u>施設工務課長及び総務課長</u>が行う業務を統括する。</p> <p>(8) 保安管理課長は、<u>センターにおける関係法令及び規定の遵守並びに安全文化の育成・維持活動に係る事務に関する業務、放射線管理施設の管理、放射線管理の統括、保安教育訓練、保安管理等に関する業務及び周辺監視区域の管理、職員等以外の者の周辺監視区域への立ち入り時の保安措置に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) 施設工務課長は、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他原子炉の附属施設の運転及び保守に関する業務、管理区域への出入管理及び作業に係る放射線管理、作業環境・管理区域内設備等の管理及び保全区域の管理、放射性廃棄物の管理及び運搬等に関する業務並びに原子炉施設の廃止措置に関する計画及び関連する技術開発を行う。</p> <p><u>(10) 総務課長は、原子炉施設の調達管理に関するセンター契約に係る業務を行う。</u></p> <p><u>(11) 独立検査責任者は、第9条の3に定める検査委員会の検査責任者として、独立検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>本部の定義の見直しによる修正</p> <p>記載順の変更及び法改正に伴う記載の適正化</p> <p>記載順の変更及び法改正に伴う記載の適正化</p> <p>調達業務を行う者を追加</p> <p>以下、号番号の繰下げ、記載の適正化</p> <p>調達業務を行う者を追加</p> <p>関係法令及び規定の遵守及び安全文化の育成・維持活動の統括を所掌する者の明確化</p> <p>組織の追加</p> <p>法改正に伴い検査を独立して実施する組織を設ける</p> <p>記載の適正化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(放射線管理の指示)</p> <p>第8条 施設工務課長は、保安管理課長がこの規定に基づき行う放射線管理のための指示を<u>尊重</u>しなければならない。</p> <p>第2節 委員会</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第9条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項 (原子炉設置許可の変更に関する重要事項)</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、<u>理事長の諮問する事項</u></p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p><u>4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。</u></p> <p><u>5 理事長は、審議結果を尊重する。</u></p> <p>(品質保証推進委員会等の設置)</p> <p>第9条の2 センターに品質保証推進委員会を、原子力科学研究所に所長の諮問機関として原子炉施設等安全審査委員会を設置する。</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会の委員長及び委員は、機構の職員のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>3 品質保証推進委員会の委員長及び委員は、センターの職員等のうちから所長が指名する。</p>	<p>(放射線管理のための指示)</p> <p>第8条 施設工務課長は、保安管理課長がこの規定に基づき行う放射線管理のための指示に<u>従</u>なければならない。</p> <p>第2節 委員会</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第9条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項 (原子炉設置許可の変更に関する重要事項)</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(3) 品質<u>マネジメント</u>活動の基本事項</p> <p>(4) その他理事長の諮問事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p><u>4 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(品質保証推進委員会等の設置)</p> <p>第9条の2 センターに品質保証推進委員会を、原子力科学研究所に所長の諮問機関として原子炉施設等安全審査委員会を設置する。</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会の委員長及び委員は、機構の職員のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>3 品質保証推進委員会の委員長及び委員は、センターの職員等のうちから所長が指名する。</p> <p><u>(検査委員会の設置)</u></p> <p><u>第9条の3 原子炉施設の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査(以下「独立検査」という。)を行うために、センターに独立検査を行う検査委員会を設置する。</u></p> <p><u>2 所長は、検査委員会の体制及び運営に係るセンターの「検査委員会運営要領」を定める。</u></p> <p><u>3 所長は、独立検査責任者及び検査員を指名する。</u></p>	<p>表現の明確化</p> <p>記載の適正化</p> <p>法改正に伴う記載の適正化</p> <p>記載の明確化、項番号の繰り上げ</p> <p>記載の適正化</p> <p>独立して検査を行う者の活動を定める</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)</p> <p>第10条 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 原子炉施設の設置許可及び設置許可の変更に関する事項</p> <p>(2) この規定の改定に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の設計及び工事の<u>方法</u>の認可申請等に関する事項</p> <p>(4) 原子炉施設の運転及び保守に係る規則等の制定、改定及び廃止に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の廃止措置の認可申請に関する事項</p> <p>(6) 原子炉施設に係る事故原因及び再発防止に関し安全審査を必要とする事項</p> <p>(7) その他所長からの諮問する事項</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項に掲げる事項について、所長に答申又は意見を具申することができる。</p> <p>3 所長は、前項の答申又は意見を尊重するものとする。</p> <p>(品質保証推進委員会の審議事項)</p> <p>第11条 品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質保証活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質保証活動に関する基本的事項</p> <p>(2) 不適合管理、是正処置及び<u>予防処置</u>に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の修理及び改造計画に関する事項</p> <p>(4) 原子力第1船原子炉施設運転手引に関する事項</p> <p>(5) その他品質保証に関する事項</p>	<p>(<u>検査委員会の独立性</u>)</p> <p>第9条の4 検査委員会は、検査の独立性の確保の観点から、前条第3項で指名された独立検査責任者及び検査員の中から、検査対象となる設備等の運転・保守管理に従事していない者を選定して検査を実施する。</p> <p>2 原子炉施設の運転・保守担当課及び所長は、検査委員会の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p>3 独立検査に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会の規範を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行しなければならない。</p> <p>(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)</p> <p>第10条 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 原子炉施設の設置許可及び設置許可の変更に関する事項 (<u>法第23条第2項第9号に係る事項を除く。</u>)</p> <p>(2) この規定の改定に関する事項 (<u>第15条に係る事項を除く。</u>)</p> <p>(3) 原子炉施設の設計及び工事の<u>計画</u>の認可申請等に関する事項</p> <p>(4) 原子炉施設の運転及び保守に係る規則等の制定、改定及び廃止に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の廃止措置の認可申請に関する事項</p> <p>(6) 原子炉施設に係る事故原因及び再発防止に関し安全審査を必要とする事項</p> <p>(7) その他所長からの諮問する事項</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項に掲げる事項について、所長に答申又は意見を具申することができる。</p> <p>3 所長は、前項の答申又は意見を尊重するものとする。</p> <p>(品質保証推進委員会の審議事項)</p> <p>第11条 品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質<u>マネジメント</u>活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質<u>マネジメント</u>活動に関する基本的事項</p> <p>(2) 不適合管理、是正処置及び<u>未然防止</u>処置に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の修理及び改造計画に関する事項</p> <p>(4) 原子力第1船原子炉施設運転手引に関する事項</p> <p>(5) その他品質<u>マネジメント</u>活動に関する事項及び所長からの諮問事項</p> <p>2 <u>品質保証推進委員会は、前項に掲げる事項について、審議結果を所長に報告又は答申しなければならない。</u></p>	<p>独立して検査を行う者の活動を定める</p> <p>審議内容の明確化</p> <p>審議内容の明確化 法改正に伴う記載の適正化</p> <p>法改正に伴う記載の適正化</p> <p>法改正に伴う記載の適正化 法改正に伴う記載の適正化</p> <p>法改正に伴う記載の適正化 その他の案件を追加 審議結果の報告等の明確化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>2 所長は、品質保証推進委員会の審議結果を尊重するものとする。</p> <p>第3節 廃止措置施設保安主務者</p> <p>(廃止措置施設保安主務者の選任)</p> <p>第12条 所長は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行わせるため、廃止措置施設保安主務者を次の各号に定める職員等のうちから選任しなければならない。ただし、第2号から第4号に掲げる者を選任する場合には、実務経験を考慮しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉主任技術者免状を有する者。 (2) 核燃料取扱主任者免状を有する者。 (3) 技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者。 (4) 第1種放射線取扱主任者免状を有する者。</p> <p>2 所長は、廃止措置施設保安主務者が職務を行うことができない場合において、その職務を代行させるため必要に応じ、前項の規定を準用して代行者を選任する。</p> <p>(廃止措置施設保安主務者の職務)</p> <p>第13条 廃止措置施設保安主務者は、廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な場合には、所長に対し意見を具申する。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な助言、勧告又は指示をする。 (3) 法及び法に係る規則類(以下「法令」という。)に基づく定期報告を確認する。 (4) 第40条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。 <u>(5) 法令に基づき行われる保安規定の遵守状況の検査等に原則として立ち会う。</u> (6) 第42条に該当する事象の原因調査に参画し報告書を確認する。 (7) 第29条第1項に定める保安教育実施計画を確認する。 (8) 原子炉施設等安全審査委員会において、原子炉施設の廃止措置に関し審議する場合は、原則として出席する。 (9) この規定の改定及び保安上重要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。 (10) 原子炉の廃止措置計画の改正に参画する。</p> <p>(意見の尊重等)</p> <p>第14条 所長は、前条第1号に基づく廃止措置施設保安主務者の意見を尊重しなければならない。</p> <p>2 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、前条第2号の指示に従わなければならない。</p>	<p>3 所長は、品質保証推進委員会の審議結果を尊重するものとする。</p> <p>第3節 廃止措置施設保安主務者</p> <p>(廃止措置施設保安主務者の選任)</p> <p>第12条 所長は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行わせるため、廃止措置施設保安主務者を次の各号に定める職員等のうちから選任しなければならない。ただし、第2号から第4号に掲げる者を選任する場合には、実務経験を考慮しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉主任技術者免状を有する者。 (2) 核燃料取扱主任者免状を有する者。 (3) 技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者。 (4) 第1種放射線取扱主任者免状を有する者。</p> <p>2 所長は、廃止措置施設保安主務者が職務を行うことができない場合において、その職務を代行させるため必要に応じ、前項の規定を準用して代行者を選任する。</p> <p>(廃止措置施設保安主務者の職務)</p> <p>第13条 廃止措置施設保安主務者は、廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な場合には、所長に対し意見を具申する。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な助言、勧告又は指示をする。 (3) 法及び法に係る規則類(以下「法令」という。)に基づく定期報告を確認する。 (4) 第31条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。 <u>(削る)</u> (5) 第32条に該当する事象の原因調査に参画し報告書を確認する。 (6) 第20条第1項に定める保安教育実施計画を確認する。 (7) 原子炉施設等安全審査委員会において、原子炉施設の廃止措置に関し審議する場合は、原則として出席する。 (8) この規定の改定及び保安上重要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。 (9) 原子炉の廃止措置計画の改正に参画する。</p> <p>(意見の尊重等)</p> <p>第14条 所長は、前条第1号に基づく廃止措置施設保安主務者の意見を尊重しなければならない。</p> <p>2 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、前条第2号の指示に従わなければならない。</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う条文番号繰り上げ変更 法改正に伴う記載の適正化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>第3章 品質保証</p> <p>(品質保証計画の策定)</p> <p>第15条 理事長は、この規定に定める原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、トップマネジメントとして以下の事項を定めた品質保証計画を策定する。</p> <p>(1) 品質保証計画の策定の目的に関すること。</p> <p>(2) 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>(3) 品質保証活動の実施に関すること。</p> <p>(4) 品質保証活動の評価に関すること。</p> <p>(5) 品質保証計画の継続的な改善に関すること。</p> <p>(6) 文書及び記録の管理に関すること。</p> <p>(品質保証活動の実施)</p> <p>第16条 理事長は、第7条第1項第2号から第8号までに掲げる者に対し、品質保証計画に基づき、所掌する保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させなければならない。</p> <p>2 第7条第1項第2号から第8号までに掲げる者は、前項に基づき品質保証活動を実施しなければならない。</p> <p>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</p> <p>第17条 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動に必要な計画又は管理の方法を定めるものとする。</p> <p>2 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、前項に基づく保安活動を実施しなければならない。</p> <p>3 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、所掌する保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行うものとする。</p> <p>(検査及び試験)</p> <p>第18条 理事長は、品質保証計画に、検査及び試験について定めなければならない。</p> <p>2 所長は、前項に基づき、検査及び試験の管理の方法を定めなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項に基づき、検査及び試験の管理を行わなければならない。</p> <p>(内部監査)</p> <p>第19条 理事長は、品質保証活動が適切に実施されていることを確認するため、統括監査の職に毎年度1回以上、内部監査を実施させなければならない。</p>	<p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第15条 原子炉施設等に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設等における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動（廃止措置を含む。）に適用する。</p> <p>また、設計・開発については、原子炉施設の設計及び工事の認可の対象となるものに適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、第3条の定義を除き、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p>(1) 原子力安全：原子炉施設において適切な運転状態の確保、事故の発生の防止、あるいは事故の影響を緩和することにより、原子炉施設の従業員と公衆及び自然環境を放射線災害から守ること。</p> <p>(2) 保安活動：原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(3) 品質マネジメント：保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力安全を確保することをいい、その活動を品質マネジメント活動という。</p> <p>(4) 本部：機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その</p>	<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則に伴う記載の見直し</p> <p>以下、この章において同じ</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>2 統括監査の職は、前項の内部監査を実施するときには、内部監査の年度計画を作成し、理事長の承認を得なければならない。</p> <p>3 統括監査の職は、前項の年度計画に基づき、内部監査員の選定を含む監査計画を策定し、内部監査を実施しなければならない。</p> <p>4 統括監査の職は、前項の結果を理事長に報告しなければならない。</p> <p>5 統括監査の職は、第3項の内部監査の結果、明らかとなった不適合について、本部においては安全・核セキュリティ統括部長に、センターにおいては担当理事に対して不適合の処理及び是正処置の実施を指示しなければならない。</p> <p>6 安全・核セキュリティ統括部長又は担当理事は、前項の指示に対する不適合の処理及び是正処置を実施し、その結果を統括監査の職に報告しなければならない。また、予防処置が必要と判断した場合には、その処置を実施しなければならない。</p> <p>7 統括監査の職は、前項の報告を受けた場合には、採られた処置を検証し、その結果を理事長に報告しなければならない。</p> <p>(不適合管理)</p> <p>第20条 理事長は、不適合管理に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理に関すること。</p> <p>(2) 不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用を含む処置の記録の維持に関すること。</p> <p>(3) 不適合に修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証に関すること。</p> <p>2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、保安管理課長及び施設工務課長は、所掌する保安活動において不適合を検出した場合には、その不適合に関し、品質保証計画に基づき、不適合を除去するために必要な処置を行わなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の不適合のうち、次の各号に該当する不適合の処置を所長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 第42条に定める事象が発生した場合</p> <p>(2) この規定に適合しない事項が発生した場合</p> <p>(3) その他保安管理課長及び施設工務課長が報告する必要があると判断した場合</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合には、安全・核セキュリティ統括部長に報告しなければならない。</p> <p>(是正処置)</p> <p>第21条 理事長は、是正処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p>	<p>有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>① 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>② 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子炉施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>別図第2 に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</p> <p>② これらのプロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にする。</p> <p>別図第3 に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <p>③ これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標(該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。)並びに判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>④ これらのプロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</p> <p>⑤ これらのプロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>⑥ これらのプロセスについて、「7.1 業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)を行う。</p> <p>⑦ これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</p> <p>⑧ 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保される</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(1) 不適合の内容確認に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 不適合の原因特定に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 必要な処置の決定及び実施に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 採った処置の結果の記録に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 是正処置において実施した活動のレビューに関する<u>こと。</u></p> <p>2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、保安管理課長及び施設工務課長は、所掌する保安活動の是正処置に関し、品質保証計画に基づき、検出した不適合が再発することを防止するために不適合の原因を除去する必要な処置を行わなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の是正処置のうち、前条第3項の不適合に関する是正処置を所長に報告しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合には、安全・核セキュリティ統括部長に報告しなければならない。</p> <p>(予防処置)</p> <p>第21条の2 理事長は、予防処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 必要な処置の決定及び実施に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 採った処置の結果の記録に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 予防処置において実施した活動のレビューに関する<u>こと。</u></p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長、所長、保安管理課長及び施設工務課長は、所掌する保安活動の予防処置に関し、品質保証計画に基づき、起こり得る不適合が発生することを防止するために必要な処置を行わなければならない。</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長は、第20条第4項の報告及び前条第4項の報告について、品質保証計画に基づき、機構内に必要な予防処置を行う。</p> <p>(品質保証計画の継続的な改善)</p> <p>第22条 理事長は、品質保証計画に基づく品質保証活動が適切に実施されたことを評価するため、年1回以上、マネジメントレビューを実施しなければならない。</p> <p>2 管理責任者は、所掌する品質保証活動を確認し、次の各号に掲げる事項を評価して、マネジメントレビューにおいて理事長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</p>	<p>ように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>⑨ 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 <p>(5) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>また、別図第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを規定する文書 (以下「品質マニュアル」という。)</p> <p>(一次文書)</p> <p>本品質マネジメント計画</p> <p>原子炉施設品質マネジメント計画書</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書 (二次文書) 及</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(3) 保安活動の成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</p> <p>(4) 是正処置及び予防処置の状況</p> <p>(5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>(6) 品質保証活動に影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>(7) 品質保証活動の改善のための提案</p> <p>3 理事長は、マネジメントレビューの結果に応じて、品質保証活動を適切かつ有効に機能させるために、職務に応じた必要な改善事項を、管理責任者、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び担当理事に指示しなければならない。</p> <p>4 理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて前項の指示に対する処置状況を確認し、品質保証計画を継続的に改善しなければならない。</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第23条 安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、品質保証計画に基づき、文書及び記録の管理の方法に関し、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) この規定に定める保安活動に必要な文書及び記録に関すること。</p> <p>(2) 文書の作成、制定、レビュー、改定、識別、配付、外部文書及び廃止文書に関すること。</p> <p>(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関すること。</p> <p>2 第7条第1項に掲げる者は、前項に基づき文書及び記録の管理を実施しなければならない。</p> <p>(品質保証に係る教育)</p> <p>第24条 理事長は、管理責任者に別表第3に掲げる教育を実施させなければならない。</p> <p>2 所長は、内部監査員及び原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、別表第3に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録しなければならない。</p>	<p>び記録</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、原子炉施設品質マネジメント計画書を作成する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>① 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>② 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「原子力第1船原子炉施設 文書及び記録の管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>① 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>② 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>③ 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>④ 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>⑤ 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>⑥ 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>⑦ 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>⑧ 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>⑨ 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるように</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p>する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力第1船原子炉施設 文書及び記録の管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>① 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する必要な管理を行う。</p> <p>② 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>① 品質方針を設定する。</p> <p>② 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>③ 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>④ マネジメントレビューを実施する。</p> <p>⑤ 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>⑥ 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</p> <p>⑦ 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</p> <p>⑧ 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p><u>のあるべき姿を目指して設定していること。)</u>及び施設管理に関する方針を含む。</p> <p>① <u>組織の目的及び状況に対して適切である。</u></p> <p>② <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>③ <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p>④ <u>組織全体に伝達され、理解される。</u></p> <p>⑤ <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) <u>理事長は、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長において、毎年度、品質目標(業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標(7.1 (4) ②) 参照)を含む。)が設定されていることを確実にする。</u></p> <p><u>また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画(7.1 (4) 参照)が作成されることを確実にする。</u></p> <p>① <u>実施事項</u></p> <p>② <u>必要な資源</u></p> <p>③ <u>責任者</u></p> <p>④ <u>実施事項の完了時期</u></p> <p>⑤ <u>結果の評価方法</u></p> <p>(2) <u>品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) <u>理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u></p> <p>① <u>変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</u></p> <p>② <u>品質マネジメントシステムの有効性の維持</u></p> <p>③ <u>資源の利用可能性</u></p> <p>④ <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p>5.5.1 責任及び権限</p> <p><u>理事長は、第7条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。</u></p> <p><u>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書(4.2.1参照)を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を持って業務を遂行するようにする。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p><u>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいては担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p><u>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限を持つ。</u></p> <p><u>① 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p><u>② 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p><u>③ 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p><u>④ 関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p><u>(1) 理事長は、5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p><u>また、プロセスの責任者として、検査及び試験(8.2.4参照)を所長に代わり事業者検査のプロセスを管理する責任者(以下「独立検査責任者」という。)を置く。</u></p> <p><u>① 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>② 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p><u>③ 成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p><u>④ 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p><u>⑤ 関係法令を遵守する。</u></p> <p><u>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p><u>① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p><u>② 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p>③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>④ 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を積極的に行えるようにする。</p> <p>⑤ 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長はセンターに品質保証推進委員会を、原子力科学研究所の所長は原子炉施設等安全審査委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する保安に係る情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>(1) 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <p>① 内部監査の結果</p> <p>② 組織の外部の者からの意見</p> <p>③ 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)</p> <p>④ 使用前事業者検査、定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)及び自主検査等の結果</p> <p>⑤ 安全文化を育成し、維持するための取組みの実施状況(安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>⑥ 関係法令の遵守状況</p> <p>⑦ 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>⑧ 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p>⑨ <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p>⑩ <u>改善のための提案</u></p> <p>⑪ <u>資源の妥当性</u></p> <p>⑫ <u>保安活動の改善のために実施した処置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(8.5.2項(3)項①)において同じ。))の有効性</u></p> <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <p>(1) <u>理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</u></p> <p>① <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u></p> <p>② <u>業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</u></p> <p>③ <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p>④ <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</u></p> <p>⑤ <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>(2) <u>マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)。</u></p> <p>(3) <u>管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</u></p> <p>6. <u>資源の運用管理</u></p> <p>6.1 <u>資源の確保</u></p> <p><u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、担当理事、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</u></p> <p>(1) <u>人的資源(要員の力量)</u></p> <p>(2) <u>インフラストラクチャ(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)</u></p> <p>(3) <u>作業環境</u></p> <p>(4) <u>その他必要な資源</u></p> <p>6.2 <u>人的資源</u></p> <p>6.2.1 <u>一 般</u></p> <p>(1) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、担当理事、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力の安全を確実なものとするため必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</u></p> <p>(3) <u>外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</u></p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>① 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>② 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>③ 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>④ 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>⑤ 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する。(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の①から⑤に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>所長、保安管理課長及び施設工務課長は、インフラストラクチャ(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。)を「7.1業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>所長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1業務の計画」にて明確にし、運営管理する。なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を別図第4のとおり策定する。</p> <p>(2) 保安管理課長及び施設工務課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領に基づき、個別業務に必要な計画(三次文書：マニュアル、手引、手順等)を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</p> <p>(4) 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p>① <u>業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u></p> <p>② <u>業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p>③ <u>業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p>④ <u>業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視測定並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>⑤ <u>業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4参照）</u></p> <p>(5) <u>業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</u></p> <p>(6) <u>総務課長は、原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</u></p> <p>(7) <u>安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において原子炉施設等の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</u></p> <p>7.2 <u>業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p>7.2.1 <u>業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</u> <u>所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次の事項を「7.1 業務の計画」において明確にする。</u></p> <p>① <u>業務・原子炉施設に関連する法令・規制要求事項</u></p> <p>② <u>明示はされていないが、業務・原子炉施設に必要な要求事項</u></p> <p>③ <u>組織が必要と判断する追加要求事項(安全基準等)</u></p> <p>7.2.2 <u>業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</u></p> <p>(1) <u>所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u></p> <p>(2) <u>レビューでは、次の事項について確認する。</u></p> <p>① <u>業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</u></p> <p>② <u>業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u></p> <p>③ <u>当該組織が、定められた要求事項を満たす能力を持っている。</u></p> <p>(3) <u>このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する。(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p><u>7.2.3 外部コミュニケーション</u></p> <p>所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力の安全に関して、組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <p>① 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>② 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>③ 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>④ 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p><u>7.3 設計・開発</u></p> <p><u>7.3.1 設計・開発の計画</u></p> <p>(1) 工事等を担当する課長は、原子炉施設の設計・開発の計画（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1項(2)項③）の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2) 課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p>① 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>② 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性の確認の方法並びに管理体制</p> <p>③ 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</p> <p>④ 設計・開発に必要な内部及び外部の資源</p> <p>(3) 課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者(他部署を含む。)間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p><u>7.3.2 設計・開発へのインプット</u></p> <p>(1) 工事等を担当する課長は、原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>① 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>② 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>③ 適用される法令・規制要求事項</p> <p>④ 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 課長は、これらのインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p><u>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</u></p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p>(1) 工事等を担当する課長は、設計・開発からのアウトプット(機器等の仕様等)は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認する。</p> <p>(2) 課長は、設計・開発のアウトプット(機器等の仕様等)は、次の状態とする。</p> <p>① 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>② 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>③ 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>④ 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 工事等を担当する課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり(7.3.1参照)に体系的なレビューを行う。</p> <p>① 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>② 評価の結果、問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) 課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 工事等を担当する課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり(7.3.1参照)に検証を実施する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) 課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 工事等を担当する課長は、設計・開発の結果として得られる原子炉施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 課長は、実行可能な場合はいつでも、原子炉施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p>(1) 工事等を担当する課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 所長及び課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 所長及び課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該原子炉施設を構成する要素 (材料又は部品) 及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を行う。</p> <p>(4) 所長及び課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</p> <p><u>7.4 調達</u></p> <p>所長は、調達する製品又は役務(以下「調達製品等」という。)の調達を適切に実施するため、調達に関する管理要領 (契約部長が所掌する事項を除く。)を定め、次の事項を管理する。</p> <p>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p><u>7.4.1 調達プロセス</u></p> <p>(1) 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</p> <p>(2) 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度 (力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) 総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、センターの調達に関する管理要領及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</p> <p>(5) 総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</p> <p>(6) 所長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法をセンターの調達に関する管理要領に定める。</p> <p><u>7.4.2 調達要求事項</u></p> <p>(1) 保安管理課長及び施設工務課長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p><u>確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当するものを含める。</u></p> <p>① <u>製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u></p> <p>② <u>要員の力量(適格性を含む。)確認に関する要求事項</u></p> <p>③ <u>品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></p> <p>④ <u>不適合の報告及び処理に関する要求事項</u></p> <p>⑤ <u>安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p>⑥ <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な事項</u></p> <p>⑦ <u>その他調達物品等に関し必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>保安管理課長及び施設工務課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) <u>保安管理課長及び施設工務課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(4) <u>保安管理課長及び施設工務課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p><u>7.4.3 調達製品等の検証</u></p> <p>(1) <u>保安管理課長及び施設工務課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、検証を実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理課長及び施設工務課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース(出荷許可)の方法を調達要求事項(7.4.2参照)の中で明確にする。</u></p> <p><u>7.5 業務の実施</u></p> <p><u>所長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務の計画(7.1参照)に従って、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>7.5.1 個別業務の管理</u></p> <p><u>所長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</u></p> <p>① <u>原子力施設の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</u> ・ <u>当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</u> <p>② <u>必要な時に、作業手順が利用できる。</u></p> <p>③ <u>適切な設備を使用している。</u></p> <p>④ <u>監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u></p> <p>⑤ <u>監視測定が実施されている(8.2.3参照)。</u></p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p><u>⑥ 業務のリリース(次工程への引渡し)が規定どおりに実施されている。</u></p> <p><u>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</u></p> <p>(1) <u>保安管理課長及び施設工務課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</u></p> <p>(2) <u>保安管理課長及び施設工務課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u></p> <p>(3) <u>保安管理課長及び施設工務課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>保安管理課長及び施設工務課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</u></p> <p>① <u>プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u></p> <p>② <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</u></p> <p>③ <u>妥当性確認の方法(所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。)</u></p> <p>④ <u>記録に関する要求事項</u></p> <p><u>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</u></p> <p>(1) <u>保安管理課長及び施設工務課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視測定の要求事項に関連して適切な手段で、業務・原子炉施設を識別し、管理する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理課長及び施設工務課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・原子炉施設について固有の識別を管理し、その記録を管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p><u>7.5.4 組織外の所有物</u></p> <p><u>保安管理課長及び施設工務課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合には記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p><u>7.5.5 調達製品の保存</u></p> <p><u>保安管理課長及び施設工務課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品や予備品にも適用する。</u></p> <p><u>7.6 監視機器及び測定機器の管理</u></p> <p><u>監視機器及び測定機器の管理を行う所長は、センターで定めた監視機器及び測定機器の管理要領に従い、次の管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項への適合</u></p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p><u>性を実証するために、実施すべき監視測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</u></p> <p><u>(2) 保安管理課長及び施設工務課長は、監視測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視測定が実施できることを確実にする。</u></p> <p><u>(3) 保安管理課長及び施設工務課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</u></p> <p><u>① 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p><u>② 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p><u>③ 校正の状態が明確にできる識別をする。</u></p> <p><u>④ 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p><u>⑤ 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p><u>(4) 保安管理課長及び施設工務課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。</u></p> <p><u>また、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設に対して、適切な処置を行う。</u></p> <p><u>(5) 保安管理課長及び施設工務課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p><u>(6) 保安管理課長及び施設工務課長は、規定要求事項にかかわる監視測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p><u>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p><u>① 業務に対する要求事項の適合を実証する。</u></p> <p><u>② 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p><u>③ 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受け止めているかの情報を外部コミュニケーション(7.2.3参照)により入手し、監視する。</u></p> <p>(2) <u>この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) <u>理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</u></p> <p>① <u>本品質マネジメント計画の要求事項</u></p> <p>② <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>(2) <u>理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>(3) <u>理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</u></p> <p>(4) <u>統括監査の職は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>(5) <u>統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) <u>理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p>(7) <u>統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) <u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視測定を行う。</u></p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p><u>この監視測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視測定の方法には、次の事項を含める。</u></p> <p><u>① 監視測定の時期</u></p> <p><u>② 監視測定の結果の分析及び評価の方法</u></p> <p><u>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p><u>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p> <p><u>(4) 所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、プロセスの監視測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。</u></p> <p><u>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</u></p> <p><u>8.2.4 検査及び試験</u></p> <p><u>所長は、法に基づき事業者が行う使用前事業者検査等を行う場合の検査体制(検査委員会)を設置し、独立検査責任者を指名する。また、所長は、検査・試験の管理要領を定め、独立検査責任者及び課長は次の事項を管理する。</u></p> <p><u>(1) 独立検査責任者及び課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1 参照)に従って、適切な段階で使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</u></p> <p><u>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</u></p> <p><u>(3) 記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した者を明記する。</u></p> <p><u>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(5) 独立検査責任者は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u></p> <p><u>また、保安管理課長及び施設工務課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</u></p> <p><u>8.3 不適合管理</u></p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長又は所長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない</u></p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p><u>状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p><u>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p><u>① 不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p><u>② 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限を持つ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p><u>③ 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p><u>④ 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p><u>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p><u>(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</u></p> <p><u>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p><u>(6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p> <p><u>8.4 データの分析及び評価</u></p> <p><u>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</u></p> <p><u>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</u></p> <p><u>① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見 (8.2.1 参照)</u></p> <p><u>② 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)</u></p> <p><u>③ 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)</u></p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p>④ 供給者の能力(7.4 参照)</p> <p>8.5 改 善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、</u> <u>所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質方針、品質目標、監査結果、</u> <u>データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マ</u> <u>ネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、不適合及びその他の事象の是正処置の</u> <u>手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不</u> <u>適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設</u> <u>不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保</u> <u>安管理課長及び施設工務課長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合</u> <u>等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の</u> <u>原因を除去する是正処置を行う。</u></p> <p>(2) <u>是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</u></p> <p>① <u>不適合等のレビュー及び分析(情報を収集及び整理すること並びに技術的、人</u> <u>的、組織的側面等を考慮することを含む。)</u></p> <p>② <u>不適合等の原因(関連する要因を含む。)の特定</u></p> <p>③ <u>類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</u></p> <p>④ <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>⑤ <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(3) <u>必要に応じ、次の事項を考慮する。</u></p> <p>① <u>計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</u></p> <p>② <u>品質マネジメントシステムの変更</u></p> <p>(4) <u>原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼ</u> <u>す影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安</u> <u>全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関しては、根本的な</u> <u>原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</u></p> <p>(5) <u>全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保</u> <u>安管理課長及び施設工務課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似</u> <u>する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適</u> <u>切な処置を行う。</u></p> <p>8.5.3 未然防止処置</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性廃棄物の廃棄及び管理)</p> <p>第25条 原子炉施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物(以下「気体廃棄物」という。)及び液体状放射性廃棄物(以下「液体廃棄物」という。)の廃棄及び管理は、施設工務課長が行う。</p> <p>(放射性廃棄物に係る措置)</p> <p>第26条 原子炉施設において発生した放射性廃棄物に係る措置は、当該放射性廃棄物を発生させた課長又は施設工務課長が行う。</p> <p>2 放射性廃棄物の施設工務課長への引取りの依頼は、当該放射性廃棄物を発生させた課長が行う。</p> <p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第27条 前条第2項の依頼に係る放射性廃棄物の引取りのための運搬は施設工務課長が行う。</p> <p>第5章 核燃料物質によって汚染された物の運搬</p> <p>(核燃料物質によって汚染された物の運搬)</p>	<p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u></p> <p><u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</u></p> <p><u>① 起こり得る不適合及びその原因についての調査</u></p> <p><u>② 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p><u>③ 必要な処置の決定及び実施</u></p> <p><u>④ とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性廃棄物の廃棄及び管理)</p> <p>第16条 原子炉施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物(以下「気体廃棄物」という。)及び液体状放射性廃棄物(以下「液体廃棄物」という。)の廃棄及び管理は、施設工務課長が行う。</p> <p>(放射性廃棄物に係る措置)</p> <p>第17条 原子炉施設において発生した放射性廃棄物に係る措置は、当該放射性廃棄物を発生させた課長又は施設工務課長が行う。</p> <p>2 放射性廃棄物の施設工務課長への引取りの依頼は、当該放射性廃棄物を発生させた課長が行う。</p> <p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第18条 前条第2項の依頼に係る放射性廃棄物の引取りのための運搬は施設工務課長が行う。</p> <p>第5章 核燃料物質によって汚染された物の運搬</p> <p>(核燃料物質によって汚染された物の運搬)</p>	<p>条文番号の繰り上げ 以下、同様</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表（補正後）

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>第28条 核燃料物質によって汚染された物の原子炉施設外での運搬は、搬出側の原子炉施設で管理していた課長が行う。</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練</p> <p>(保安教育実施計画)</p> <p>第29条 所長は、原子炉施設の保安活動を行う者に対し、別表第4に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を年度毎に作成し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の保安教育実施計画及び第24条に定める品質保証に関する教育を行うため、教育受講対象者を記載した課保安教育実施計画を作成しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の課保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4 課長は、当該年度において別表第4の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者に対しては、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>5 課長は、前項に基づき保安教育の免除をするにあたっては、保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 所長は、当該施設に係る業務に新たに従事する者に対しては、第2項に定める教育を終了した後でなければ当該施設に係る業務に従事させてはならない。</p> <p>7 所長は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者（以下「緊急作業従事者」という。）として選定を受けようとする者に対して、別表4の2に定める緊急作業についての教育を実施しなければならない。ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 保安管理課長及び施設工務課長は、第3項及び前項に基づく教育の実施結果を、所長に報告しなければならない。</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第30条 所長は、毎年度、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、毎年度2回以上、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練等の保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者として選定を受けようとする者に対し、別表第4の3に定め</p>	<p>第19条 核燃料物質によって汚染された物の原子炉施設外での運搬は、搬出側の原子炉施設で管理していた課長が行う。</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練</p> <p>(保安教育実施計画)</p> <p>第20条 所長は、原子炉施設の保安活動を行う者に対し、別表第2に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を年度毎に作成し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の保安教育実施計画に関する教育を行うため、教育受講対象者を記載した課保安教育実施計画を作成しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の課保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4 課長は、当該年度において別表第2の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者に対しては、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>5 課長は、前項に基づき保安教育の免除をするにあたっては、保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 所長は、当該施設に係る業務に新たに従事する者に対しては、第2項に定める教育を終了した後でなければ当該施設に係る業務に従事させてはならない。</p> <p>7 所長は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者（以下「緊急作業従事者」という。）として選定を受けようとする者に対して、別表第2の2に定める緊急作業についての教育を実施しなければならない。ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 保安管理課長及び施設工務課長は、第3項及び前項に基づく教育の実施結果を、所長に報告しなければならない。</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第21条 所長は、毎年度、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、毎年度2回以上、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練等の保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者として選定を受けようとする者に対し、別表第2の3に定め</p>	<p>表番号繰り上げ 以下、同様</p> <p>該当条文削除</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表（補正後）

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>る緊急作業についての訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前2項の保安訓練の実施結果を所長に報告しなければならない。なお、前2項の保安訓練は、第1項の総合訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p> <p>第7章 非常の場合に<u>採る</u>べき措置</p> <p>第1節 事前の措置</p> <p>(事前の措置)</p> <p>第<u>31</u>条 所長は、非常の場合（火災等社会的影響のあり<u>うる</u>事象、第42条に定める事象及び別表第1に定める非常事態に該当する事象（以下「法令報告事象等」という。）が発生した場合）に対処するため、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <p>(1) 現地対策本部の体制の確立及び事故対策活動要員の確保</p> <p>(2) 通信連絡機器、防護具、放射線測定機器等事故対策活動用品の整備</p> <p>(3) 機構内及び関係機関への通報連絡系統の確立</p> <p>(4) センター周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</p> <p>2 所長は、緊急作業従事者を選定する場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定しなければならない。</p> <p>(1) 第<u>29</u>条第7項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 第<u>30</u>条第3項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>第2節 通報及び現地対策本部の設置</p> <p>(通報)</p> <p>第<u>32</u>条 原子炉施設又はその周辺の区域において、異常を発見した者は、周辺に居る者にこれを周知するとともに、施設工務課長又は保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長又は保安管理課長は、前項の通報を受けたときは、それぞれ保安管理課長又は施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、その拡大を防止するための措置を講ずるとともに、その状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p>	<p>る緊急作業についての訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前2項の保安訓練の実施結果を所長に報告しなければならない。なお、前2項の保安訓練は、第1項の総合訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p> <p>第7章 非常の場合に<u>講ず</u>べき措置</p> <p>第1節 事前の措置</p> <p>(事前の措置)</p> <p>第<u>22</u>条 所長は、非常の場合（火災等社会的影響のあり<u>得る</u>事象、第33条に定める事象及び別表第1に定める非常事態に該当する事象（以下「法令報告事象等」という。）が発生した場合）に対処するため、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <p>(1) 現地対策本部の体制の確立及び事故対策活動要員の確保</p> <p>(2) 通信連絡機器、防護具、放射線測定機器等事故対策活動用品の整備</p> <p>(3) 機構内及び関係機関（<u>国、地方公共団体、消防機関等</u>）への通報連絡系統の確立</p> <p>(4) センター周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</p> <p>2 所長は、緊急作業従事者を選定する場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定しなければならない。</p> <p>(1) 第<u>20</u>条第7項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 第<u>21</u>条第3項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>第2節 通報及び現地対策本部の設置</p> <p>(通報)</p> <p>第<u>23</u>条 原子炉施設又はその周辺の区域において、異常を発見した者は、周辺に居る者にこれを周知するとともに、施設工務課長又は保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長又は保安管理課長は、前項の通報を受けたときは、それぞれ保安管理課長又は施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、その拡大を防止するための措置を講ずるとともに、その状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>関係機関の明確化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>4 保安管理課長は、第1項又は第2項の通報を受けその状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに、該当事象に関する第一報を、理事長及びあらかじめ定められた関係機関に通報しなければならない。</p> <p>(現地対策本部の設置)</p> <p>第33条 所長は、前条第3項の通報を受けたときは、直ちに、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長は、所長をもってあてる。</p> <p>3 現地対策本部長は、事故現場防護組織が行う事故原因の除去、拡大防止等の措置について、必要に応じ指示、助言を行うものとする。</p> <p>4 現地対策本部長は、事故・故障等に係る情報を収集し、前条第4項の通報先に適宜通報しなければならない。</p> <p>第3節 非常事態における活動</p> <p>(非常体制又は警戒体制の設定)</p> <p>第34条 所長は、第32条第3項の通報を受けた場合において、その状況が別表第1に定める非常事態に該当すると認めるときは非常体制を、非常事態に発展するおそれがあると認めるときは警戒体制を設定しなければならない。</p> <p>2 課長は、第32条第1項又は第2項の通報を受けた場合において、非常体制又は警戒体制を設定すべき状況と認め、かつ緊急を要する場合は、前項に係らず、非常体制又は警戒体制を設定することができる。</p> <p>(理事長への通報)</p> <p>第35条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制を設定した場合は、理事長に通報しなければならない。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第36条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制が設定された場合、人命救助、事故原因の除去、拡大防止、避難誘導等の防護活動を行わなければならない。</p> <p>2 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を確認し、所要の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業場所及び緊急作業期間</p> <p>(2) 緊急作業の内容</p> <p>(3) 周辺線量を低くするための措置</p>	<p>4 保安管理課長は、第1項又は第2項の通報を受けその状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに、該当事象に関する第一報を、理事長及びあらかじめ定められた関係機関に通報しなければならない。</p> <p>(現地対策本部の設置)</p> <p>第24条 所長は、前条第3項の通報を受けたときは、直ちに、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長は、所長をもってあてる。</p> <p>3 現地対策本部長は、事故現場防護組織が行う事故原因の除去、拡大防止等の措置について、必要に応じ指示、助言を行うものとする。</p> <p>4 現地対策本部長は、事故・故障等に係る情報を収集し、前条第4項の通報先に適宜通報しなければならない。</p> <p>第3節 非常事態における活動</p> <p>(非常体制又は警戒体制の設定)</p> <p>第25条 所長は、第23条第3項の通報を受けた場合において、その状況が別表第1に定める非常事態に該当すると認めるときは非常体制を、非常事態に発展するおそれがあると認めるときは警戒体制を設定しなければならない。</p> <p>2 課長は、第23条第1項又は第2項の通報を受けた場合において、非常体制又は警戒体制を設定すべき状況と認め、かつ緊急を要する場合は、前項に係らず、非常体制又は警戒体制を設定することができる。</p> <p>(理事長への通報)</p> <p>第26条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制を設定した場合は、理事長に通報しなければならない。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第27条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制が設定された場合、<u>センターに居る者</u>に対する人命救助及び避難誘導、事故原因の除去、拡大防止等の防護活動を行わなければならない。</p> <p>2 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を確認し、所要の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業場所及び緊急作業期間</p> <p>(2) 緊急作業の内容</p> <p>(3) 周辺線量を低くするための措置</p>	<p>活動の対象者の明確化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(4) 必要とする個人線量計及び防護具</p> <p>(5) 緊急作業に係る計画線量</p> <p>3 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、保安管理課長と協議の上、次の各号に掲げる事項を記載した緊急作業計画を作成し、その計画に対して廃止措置施設保安主務者の同意を得たのち所長の承認を得なければならない。ただし、人命の救助等極めて緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 緊急作業場所及び緊急作業期間</p> <p>(2) 緊急作業の内容</p> <p>(3) 緊急作業責任者及び緊急作業従事者の氏名</p> <p>(4) 線量を低くするための措置</p> <p>(5) 必要とする個人線量計及び防護具</p> <p>(6) 緊急作業に係る計画線量</p> <p>4 緊急作業従事者の所属する課長は、前項ただし書により緊急作業を行った場合は、廃止措置施設保安主務者及び所長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>5 所長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1か月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際に1回、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>(非常体制又は警戒体制の解除及び現地対策本部の解散)</p> <p>第37条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制の設定要件が除去されたと判断した場合は、非常体制又は警戒体制を解除するものとする。</p> <p>2 現地対策本部長は、事故・故障等の事象が収束又は安定し、事故原因の究明及び復旧対策等について、通常組織によって対応できると認めるときは、現地対策本部を解散するものとする。</p> <p>第8章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>(放射線管理)</p> <p>第38条 所長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者に対する放射線管理上の遵守事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 職員等以外の者で管理区域に立ち入る者の出入管理及び被ばく管理については、第2編第2章第2節及び同編第3章の規定を準用する。</p> <p>3 施設工務課長は、職員等以外の見学者等を管理区域に立ち入らせるときは、保安上必要な注意を与えるとともに、放射線業務従事者である職員等を付き添わせなければならない。</p> <p>4 所長は、管理区域内の作業を職員等以外の者に行わせる契約の締結等にあたっては、</p>	<p>(4) 必要とする個人線量計及び防護具</p> <p>(5) 緊急作業に係る計画線量</p> <p>3 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、保安管理課長と協議の上、次の各号に掲げる事項を記載した緊急作業計画を作成し、その計画に対して廃止措置施設保安主務者の同意を得たのち所長の承認を得なければならない。ただし、人命の救助等極めて緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 緊急作業場所及び緊急作業期間</p> <p>(2) 緊急作業の内容</p> <p>(3) 緊急作業責任者及び緊急作業従事者の氏名</p> <p>(4) 線量を低くするための措置</p> <p>(5) 必要とする個人線量計及び防護具</p> <p>(6) 緊急作業に係る計画線量</p> <p>4 緊急作業従事者の所属する課長は、前項ただし書により緊急作業を行った場合は、廃止措置施設保安主務者及び所長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>5 所長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1か月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際に1回、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>(非常体制又は警戒体制の解除及び現地対策本部の解散)</p> <p>第28条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制の設定要件が除去されたと判断した場合は、非常体制又は警戒体制を解除するものとする。</p> <p>2 現地対策本部長は、事故・故障等の事象が収束又は安定し、事故原因の究明及び復旧対策等について、通常組織によって対応できると認めるときは、現地対策本部を解散するものとする。</p> <p>第8章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>(放射線管理)</p> <p>第29条 所長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者に対する放射線管理上の遵守事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 職員等以外の者で管理区域に立ち入る者の出入管理及び被ばく管理については、第2編第2章第2節及び同編第3章の規定を準用する。</p> <p>3 施設工務課長は、職員等以外の見学者等を管理区域に立ち入らせるときは、保安上必要な注意を与えるとともに、放射線業務従事者である職員等を付き添わせなければならない。</p> <p>4 所長は、管理区域内の作業を職員等以外の者に行わせる契約の締結等にあたっては、</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>次の各号に掲げる措置を講じること。</p> <p>(1) この規定その他作業に必要な保安上の注意事項を遵守させること。</p> <p>(2) 管理区域内での作業に従事する者の被ばく管理に必要な資料を提出させること。</p> <p>5 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、前項第1号の遵守事項等を守らせるため必要な監督及び指導を行わなければならない。</p> <p>6 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、あらかじめ第4項第2号に規定する資料を検討し、必要があると認めるときは、放射線管理上の措置を講じなければならない。</p> <p>7 課長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者の被ばく管理を行うために線量の通知票の送付を受けたときは、その者の所属する会社又は団体等を通じて、当該通知票を本人に交付しなければならない。ただし、送付にあたっては、保安管理課長に依頼することができる。</p> <p>第9章 記録及び報告</p> <p>(記録及び保存)</p> <p>第39条 原子炉施設の保安に関する記録は、試験炉規則第6条に基づく別表第5に示すところにより記録し保存しなければならない。</p> <p>2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、第23条に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、保存しなければならない。</p> <p>(業務報告)</p> <p>第40条 施設工務課長は、四半期ごとに、所管する施設について、次の各号に掲げる事項を、所長に報告するとともに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 廃止措置に係る保安の状況</p> <p>(2) 官庁検査の実施状況及び指摘事項の内容</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄の状況</p> <p>(4) 放射線被ばく又は汚染の状況</p> <p>(5) 異常の発生及びその処置の状況</p> <p>(6) 原子炉施設の保安活動を行う者に対する保安教育の実施状況</p> <p>(一般報告)</p> <p>第41条 保安管理課長は、法第67条及び試験炉規則第18条第1項に定める放射線管理等報告書を作成し、所長の承認を得るとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の報告書を理事長に提出しなければならない。</p>	<p>次の各号に掲げる措置を講じること。</p> <p>(1) この規定その他作業に必要な保安上の注意事項を遵守させること。</p> <p>(2) 管理区域内での作業に従事する者の被ばく管理に必要な資料を提出させること。</p> <p>5 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、前項第1号の遵守事項等を守らせるため必要な監督及び指導を行わなければならない。</p> <p>6 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、あらかじめ第4項第2号に規定する資料を検討し、必要があると認めるときは、放射線管理上の措置を講じなければならない。</p> <p>7 課長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者の被ばく管理を行うために線量の通知票の送付を受けたときは、その者の所属する会社又は団体等を通じて、当該通知票を本人に交付しなければならない。ただし、送付にあたっては、保安管理課長に依頼することができる。</p> <p>第9章 記録及び報告</p> <p>(記録及び保存)</p> <p>第30条 原子炉施設の保安に関する記録は、試験炉規則第6条に基づく別表第3に示すところにより記録し保存しなければならない。</p> <p>2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、第15条に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、保存しなければならない。</p> <p>(業務報告)</p> <p>第31条 施設工務課長は、四半期ごとに、所管する施設について、次の各号に掲げる事項を、所長に報告するとともに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 廃止措置に係る保安の状況</p> <p>(2) 官庁検査の実施状況及び指摘事項の内容</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄の状況</p> <p>(4) 放射線被ばく又は汚染の状況</p> <p>(5) 異常の発生及びその処置の状況</p> <p>(6) 原子炉施設の保安活動を行う者に対する保安教育の実施状況</p> <p>(一般報告)</p> <p>第32条 保安管理課長は、法第67条及び試験炉規則第18条第1項に定める放射線管理等報告書を作成し、所長の承認を得るとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の報告書を理事長に提出しなければならない。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考												
<p>(故障等の報告)</p> <p>第42条 課長は、所管する原子炉施設において、<u>試験炉規則第16条の14第1項に定める事象</u>が発生した場合には、その旨を所長及び廃止措置施設保安主務者に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項に定める報告を受けた場合は、速やかに報告書を作成し、担当理事の確認を受けた後に、<u>理事長及び関係機関</u>に報告しなければならない。</p> <p>別表第1 非常事態 (第3条第11号、第31条、第34条第1項関係)</p> <table border="1" data-bbox="281 997 1113 1606"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺監視区域内</td> <td>(1) 異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態 (2) 異常な床面(地面)汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態 (3) 前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は速やかに周辺監視区域内に在るすべての者若しくは相当数の者に報知する必要のある事態</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>機構又は機構から受託した者の核燃料物質によって汚染された物の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故(運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事 項	周辺監視区域内	(1) 異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態 (2) 異常な床面(地面)汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態 (3) 前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は速やかに周辺監視区域内に在るすべての者若しくは相当数の者に報知する必要のある事態	周辺監視区域外	機構又は機構から受託した者の核燃料物質によって汚染された物の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故(運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。)	<p>(故障等の報告)</p> <p>第33条 課長は、所管する原子炉施設において、<u>次の各号に掲げる事項が発生した場合には、その旨を所長及び廃止措置施設保安主務者に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 試験炉規則第16条の14第1項に定める事象が発生した場合又は発展するおそれがあると判断した場合</u></p> <p><u>(2) 別表第1に定める非常事態に該当する事象が発生した場合又は発展するおそれがあると判断した場合</u></p> <p>2 所長は、前項に定める報告を受けた場合は、速やかに報告書を作成し、担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p> <p>別表第1 非常事態 (第3条第10号、第22条、第25条第1項、第33条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1311 991 2142 1606"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺監視区域内</td> <td>(1) 異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態 (2) 異常な床面(地面)汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態 (3) 前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は速やかに周辺監視区域内に在るすべての者若しくは相当数の者に報知する必要のある事態</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>機構又は機構から受託した者の核燃料物質によって汚染された物の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故(運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事 項	周辺監視区域内	(1) 異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態 (2) 異常な床面(地面)汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態 (3) 前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は速やかに周辺監視区域内に在るすべての者若しくは相当数の者に報知する必要のある事態	周辺監視区域外	機構又は機構から受託した者の核燃料物質によって汚染された物の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故(運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。)	<p>報告事象の明確化</p> <p>報告先の適正化</p> <p>条番号の変更に伴う記載の適正化及び関係条文の追加</p>
区分	事 項													
周辺監視区域内	(1) 異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態 (2) 異常な床面(地面)汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態 (3) 前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は速やかに周辺監視区域内に在るすべての者若しくは相当数の者に報知する必要のある事態													
周辺監視区域外	機構又は機構から受託した者の核燃料物質によって汚染された物の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故(運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。)													
区分	事 項													
周辺監視区域内	(1) 異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態 (2) 異常な床面(地面)汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態 (3) 前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は速やかに周辺監視区域内に在るすべての者若しくは相当数の者に報知する必要のある事態													
周辺監視区域外	機構又は機構から受託した者の核燃料物質によって汚染された物の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故(運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。)													

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行												変 更 案 (補正後)	備 考		
別表第2 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質保証活動との関連 (第7条第2項関係)												(削る)	各職位の活動は条文中で明確化		
職位	保安活動及び品質保証活動	文書及び記録	運転管理	保守管理	理	核燃料物質によって汚染された物の管	放射線管理	放射性廃棄物の管理	非常の場合に採るべき措置	検査及び試験	内部監査			不適合管理並びに是正及び予防処置	マネジメントレビュー
	理事長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○			-	○
	監査プロセスの管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-	○
	統括監査の職	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○			○	○
	本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-	○
	安全・核セキュリティ統括部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-			○	○
	センターの管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-	○
	所長	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-			○	-
	保安管理課長	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-			○	-
	施設工務課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行					変 更 案 (補正後)	備 考
別表第3 品質保証に関する教育 (第24条関係)					(削る)	該当条文削除
対象者	原子炉施設に関する保安活動を常時行う者*1	管理責任者	内部監査員	頻 度		
項目	0.5時間以上*2	—	0.5時間以上 *3	策定及び改定の都度*4		
品質保証計画	0.5時間以上*2	—	0.5時間以上 *3	策定及び改定の都度*4		
品質保証活動に必要な文書及び記録の書式	0.5時間以上*2	—	0.5時間以上 *3	策定及び改定の都度*4		
品質保証に関する知識	—	一日以上*5	一日以上*5	就任時*6		
内部監査の実施方法	—	一日以上*5	一日以上*5	就任又は指名時*6		
<p>*1 原子炉施設に関する保安活動を常時行う者の対象者は、職員等及び職員等以外の者（年間契約に基づき常時立ち入る作業員）とする。</p> <p>*2 内部監査員として教育を受けた場合は、免除する。</p> <p>*3 原子炉施設に関する保安活動を常時行う者として教育を受けた場合は、免除する。</p> <p>*4 部分改定の場合は、本表に規定する教育時間にかかわらず、回覧等による周知に代えることができる。</p> <p>*5 就任又は指名前に相当以上の教育を受けた場合は、免除する。</p> <p>*6 就任又は指名時に教育ができない場合は、速やかに実施する。</p>						

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行							変 更 案 (補正後)							備 考
別表第4 原子炉施設の保安活動を行う者の保安教育実施方針 (第29条第1項及び第4項関係)							別表第2 原子炉施設の保安活動を行う者の保安教育実施方針 (第20条第1項及び第4項関係)							別表第2、3の削除に伴う表番号の繰り上げ及び条番号の変更に伴う記載の適正化 以下、同じ 法令及び規則の改正に伴う記載の変更 品質マネジメントの教育の明確化 法令及び規則の改正に伴う記載の変更
保安教育項目 (教育時間数)	教育内容	放射線業務従事者		放射線業務従事者以外		保安教育項目 (教育時間数)	教育内容	放射線業務従事者		放射線業務従事者以外				
		職員等	職員等以外		職員等			職員等以外	職員等	職員等以外				
長期	短期		職員等	職員等以外		長期	短期			職員等	職員等以外			
関係法令及び保安規定に関すること (1時間以上)	原子力関連の法令概要に関すること。	△	△	△	△	○	関係法令及び保安規定の遵守に関すること (1時間以上)	原子力関連の法令概要に関すること。	△	△	△	△	○	
	本規定の保安管理体制、品質保証、保安教育、記録及び報告等に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎		本規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎	
								品質マネジメントに関すること。	◎	◎	◎	◎	◎	
原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること *1 (2.5時間以上)	主要な設備の構造、機能、性能に関すること。	◎	◎	○	○	○	原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること *1 (2.5時間以上)	主要な設備の構造、機能、性能に関すること。	◎	◎	○	○	○	
	主要な設備の運転管理及び保守管理に関すること。							主要な設備の運転管理及び保守管理に関すること。						
	異常時の措置に関すること。							異常時の措置に関すること。						
放射線管理に関すること *2 (2時間以上)	管理区域等の区分及び入退域管理に関すること。	◎	◎	◎	×	×	放射線管理に関すること *2 (2時間以上)	管理区域等の区分及び入退域管理に関すること。	◎	◎	◎	×	×	
	管理区域内の遵守事項等に関すること。							管理区域内の遵守事項等に関すること。						
	放射線等の測定、監視及び防護に関すること。	△	△	△	×	×		放射線等の測定、監視及び防護に関すること。	△	△	△	×	×	
	一般物品の搬出管理に関すること。	◎	◎	◎	×	×		一般物品の搬出管理に関すること。	◎	◎	◎	×	×	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること *2 (1.5時間以上)	核燃料物質によって汚染された物の種類、性状等に関すること。	◎	◎	○	×	×	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること *2 (1.5時間以上)	核燃料物質によって汚染された物の種類、性状等に関すること。	◎	◎	○	×	×	
	核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法等に関すること。							核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法等に関すること。						
非常の場合に採るべき処置に関すること (1時間以上)	非常の場合に講ずべき処置の概要に関すること。	◎	◎	◎	◎	○	非常の場合に講ずべき処置に関すること (1時間以上)	非常の場合に講ずべき処置の概要に関すること。	◎	◎	◎	◎	○	

注記

1 各項目は毎年度1回以上実施する。ただし、変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間数の教育を実施する。

注記

1 各項目は毎年度1回以上実施する。ただし、変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間数の教育を実施する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考																																								
<p>2 放射線業務従事者の職員等以外の者において、長期とは年間契約に基づく作業員を、短期とはその他の契約の作業員をいう。短期の放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対する教育時間は、業務に応じた時間数とする。</p> <p>凡例 ◎：全員が教育の対象 ○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる。） △：第29条第4項に掲げる者は免除することができる項目 ×：対象外 *1：廃止措置期間中の原子炉施設の廃止措置に関すること *2：放射線業務従事者の指定教育受講状況に応じて省略ができる項目</p> <p>別表第4の2 緊急作業従事者選定前教育（第29条第7項関係）</p> <table border="1" data-bbox="240 632 1136 1171"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>時間数</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">緊急作業についての教育</td> <td>1.5時間以上</td> <td>1. 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育を含む。）</td> </tr> <tr> <td>1時間以上</td> <td>2. 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> </tr> <tr> <td>0.5時間以上</td> <td>3. 放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> </tr> <tr> <td>0.5時間以上</td> <td>4. 関係法令</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 各項目の変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間数又は項目に沿った教育を行う。</p> <p>別表第4の3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練（第30条第3項関係）</p> <table border="1" data-bbox="240 1392 1118 1656"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>時間数</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急作業についての訓練</td> <td>1.5時間以上</td> <td>1. 緊急作業の方法</td> </tr> <tr> <td>1.5時間以上</td> <td>2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い</td> </tr> </tbody> </table>	分類	時間数	項目	緊急作業についての教育	1.5時間以上	1. 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育を含む。）	1時間以上	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	0.5時間以上	3. 放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	0.5時間以上	4. 関係法令	分類	時間数	項目	緊急作業についての訓練	1.5時間以上	1. 緊急作業の方法	1.5時間以上	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	<p>2 放射線業務従事者の職員等以外の者において、長期とは年間契約に基づく作業員を、短期とはその他の契約の作業員をいう。短期の放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対する教育時間は、業務に応じた時間数とする。</p> <p>凡例 ◎：全員が教育の対象 ○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる。） △：第20条第4項に掲げる者は免除することができる項目 ×：対象外 *1：廃止措置期間中の原子炉施設の廃止措置に関すること *2：放射線業務従事者の指定教育受講状況に応じて省略ができる項目</p> <p>別表第2の2 緊急作業従事者選定前教育（第20条第7項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1267 632 2163 1171"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>時間数</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">緊急作業についての教育</td> <td>1.5時間以上</td> <td>1. 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育を含む。）</td> </tr> <tr> <td>1時間以上</td> <td>2. 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> </tr> <tr> <td>0.5時間以上</td> <td>3. 放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> </tr> <tr> <td>0.5時間以上</td> <td>4. 関係法令</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 各項目の変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間数又は項目に沿った教育を行う。</p> <p>別表第2の3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練（第21条第3項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1267 1392 2145 1656"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>時間数</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急作業についての訓練</td> <td>1.5時間以上</td> <td>1. 緊急作業の方法</td> </tr> <tr> <td>1.5時間以上</td> <td>2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い</td> </tr> </tbody> </table>	分類	時間数	項目	緊急作業についての教育	1.5時間以上	1. 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育を含む。）	1時間以上	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	0.5時間以上	3. 放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	0.5時間以上	4. 関係法令	分類	時間数	項目	緊急作業についての訓練	1.5時間以上	1. 緊急作業の方法	1.5時間以上	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	
分類	時間数	項目																																								
緊急作業についての教育	1.5時間以上	1. 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育を含む。）																																								
	1時間以上	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識																																								
	0.5時間以上	3. 放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識																																								
	0.5時間以上	4. 関係法令																																								
分類	時間数	項目																																								
緊急作業についての訓練	1.5時間以上	1. 緊急作業の方法																																								
	1.5時間以上	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い																																								
分類	時間数	項目																																								
緊急作業についての教育	1.5時間以上	1. 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育を含む。）																																								
	1時間以上	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識																																								
	0.5時間以上	3. 放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識																																								
	0.5時間以上	4. 関係法令																																								
分類	時間数	項目																																								
緊急作業についての訓練	1.5時間以上	1. 緊急作業の方法																																								
	1.5時間以上	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い																																								

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行							変 更 案 (補正後)							備 考		
別表第5 試験炉規則に基づく記録(第39条第1項関係)							別表第3 試験炉規則に基づく記録(第30条第1項関係)							法改正に伴う記載の適正化		
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	記録責任者	保存責任者	保安規定各編の該当条番号			記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	記録責任者	保存責任者	保安規定各編の該当条番号			
					1 編	2 編	3 編						1 編		2 編	3 編
1. 原子炉施設の 検査記録 イ 法第28条 第1項の規定 による使用前 検査の結果	検査の都 度	同一事項 に関する 次の検査 のときま での期間	施設管理者	施設管理者	該当なし *1			1. 試験研究用等 原子炉施設の施 設管理(試験炉規 則第9条第1項 に規定するもの をいう。以下この 表において同 じ。)に係る記録 イ 使用前検査 の結果	確認の都 度	同一事項 に関する 次の確認 のときま での期間	施設管理者	施設管理者	該当なし		該当なし	第24条
ロ 法第29条 第1項の規定 による施設定 期検査の結果	検査の都度	同一事項 に関する 次の検査 のときま での期間	施設管理者	施設管理者	該当なし *1			ロ 試験炉規則 第9条第1項 第4号の規定 による施設管 理の実施状況 及びその担当 者の氏名	施設管理の 実施の都度	施設管理 を実施し た試験研 究用等原 子炉施設 を解体又 は廃棄し た後5年 が経過す るまでの 期間	施設管理者	施設管理者	該当なし	該当なし	第20条の 2	
ハ 試験炉規則 第10条の規 定による施設 定期自主検査 の結果	検査の都度	同一事項 に関する 次の検査 のときま での期間	施設管理者	施設管理者	該当なし	第36条	第22条	ハ 試験炉規則 第9条第1項 第5号の規定 による施設管 理方針、施設 管理の目標及 び施設管理の 実施計画(設 備保全整理表 及び検査要否 整理表)の評 価の結果及び その評価の担 当者の氏名	評価の都度	評価を実 施した試 験研究用 等原子炉 施設の施 設管理方 針、施設管 理の目標 又は施設 管理の実 施計画(設 備保全整 理表及び 検査要否 整理表)の 改定まで の期間	施設管理者	施設管理者	該当なし	該当なし	第20条の3	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行						変 更 案 (補正後)						備 考
2. 運転記録					該当なし	2. 運転記録 (法第43条の3の2第2項の認可を受け、燃料体が炉心から取り出されている場合を除く。)					該当なし	
イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	10年間	—	—		イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	10年間	—	—		
ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	10年間	—	—		ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	10年間	—	—		
ハ 制御材の位置	運転中1時間ごと	1年間	—	—		ハ 制御材の位置	運転中1時間ごと	1年間	—	—		
ニ 再結合装置内の温度	運転中1時間ごと	1年間	—	—		ニ 再結合装置内の温度	運転中1時間ごと	1年間	—	—		
ホ 原子炉 (法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。) に使用している冷却材及び減速材 (流体の場合に限る。) の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	—	—		ホ 原子炉 (法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。) に使用している冷却材及び減速材 (流体の場合に限る。) の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	—	—		
ヘ 原子炉 (臨界実験装置を除く。) 内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後10年間	—	—		ヘ 原子炉 (臨界実験装置を除く。) 内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後10年間	—	—		
ト 原子炉 (臨界実験装置に限る。) 内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置	配置又は配置替えの都度	1年間	—	—		ト 原子炉 (臨界実験装置に限る。) 内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置	配置又は配置替えの都度	1年間	—	—		
チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	1年間	—	—		チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	1年間	—	—		
リ 運転開始、臨界到達、運	その都度	1年間	—	—		リ 運転開始、臨界到達、運	その都度	1年間	—	—		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行							変 更 案 (補正後)							備 考		
転切替え、緊急しゃ断及び運転停止の時刻							転切替え、緊急しゃ断及び運転停止の時刻									
ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *3	その都度	1年間	施設管理者	施設管理者	該当なし	該当なし	第7条 第31条	ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *3	その都度	1年間	施設管理者	施設管理者	該当なし	該当なし	第7条 第31条	
ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項	運転開始及び交代の都度	1年間	---	---	該当なし			ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項	運転開始及び交代の都度	1年間	---	---	該当なし			
3. 燃料体の記録								3. 燃料体の記録 (試験炉規則第16条の6第1項第6号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)								
イ 燃料体(使用済燃料を除く。)の種類別の受渡り量	受渡りの都度	10年間	---	---	該当なし			イ 燃料体(使用済燃料を除く。)の種類別の受渡り量	受渡りの都度	10年間	---	---	該当なし			
ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後10年間	---	---	該当なし			ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後10年間	---	---	該当なし			
ハ 使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	10年間	---	---	該当なし			ハ 使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	10年間	---	---	該当なし			
ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月1回	10年間	---	---	該当なし			ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月1回	10年間	---	---	該当なし			
ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えのつど	5年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし		*4	ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし		*3	
ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量	払出しの都度	10年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし		*4	ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量	払出しの都度	10年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし		*3	
ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	---	---	該当なし			ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	---	---	該当なし			
4. 放射線管理記録								4. 放射線管理記録								

記載の適正化

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行							変 更 案 (補正後)							備 考		
イ 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回(法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあつては毎週1回)	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし		イ 原子炉本体(法第43条の3の2第2項の認可を受け、第16条の6第1項第6号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。)、使用済燃料の貯蔵施設(法第43条の3の2第2項の認可を受け、第16条の6第1項第6号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回(法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあつては毎週1回)	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし				
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第30条 第33条	該当なし	ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第30条 第33条	該当なし	
ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第17条	該当なし	ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第17条	該当なし	
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思の	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間	*2	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第25条 第26条 第27条	該当なし	ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思の	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間	*1	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第25条 第26条 第27条	該当なし	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行							変 更 案 (補正後)							備 考	
ない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	の線量にあつては1月ごとに1回						ない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	の線量にあつては1月ごとに1回							
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	*2	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第25条 第26条 第27条	該当なし	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	*1	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第25条 第26条 第27条	該当なし
ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	*2	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第27条	該当なし	ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	*1	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第27条	該当なし
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	*2	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第22条 第27条	該当なし	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	*1	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第22条 第27条	該当なし
チ 工場又は事業所(原子力船を含む。)の	運搬の都度	1年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	第39条	該当なし	チ 工場又は事業所(原子力船を含む。)の	運搬の都度	1年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	第37条	該当なし

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行							変 更 案 (補正後)							備 考	
外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路							外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路								
リ 廃棄施設に廃棄し, 又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし		リ 廃棄施設に廃棄し, 又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	該当なし	第17条	
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法	封入又は固型化の都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	第41条 第14条	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法	封入又は固型化の都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	第39条	第14条	
ル 放射性物質による汚染が発生した場所における汚染拡大防止措置及び汚染の除去等の状況並びに担当者の氏名	防止及び除去の都度	1年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	第45条 該当なし	ル 放射性物質による汚染が発生した場所における汚染拡大防止措置及び汚染の除去等の状況並びに担当者の氏名	防止及び除去の都度	1年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	第43条	該当なし	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行							変 更 案 (補正後)							備 考			
5. 保守記録 イ 原子炉施設の 巡視及び点検の状 況並びにその担当 者の氏名 (法第43 条の3の2第2項の認 可を受けた原子炉 にあっては点検の 状況を除く。)	毎日1回(法 第43条の3 の2第2項の 認可を受けた 原子炉及び その付属 施設内に核 燃料物質が 存在しない 場合は、毎 週1回)	1年間	施設工務課 長	施設工務課 長	該当なし	該当なし	第19条	5. 廃止措置に係 る工事の方法、 時期及び対象と なる試験研究用 原子炉施設の設 備の名称	法第43条の 3の2第2 項の認可を 受けた廃止 措置計画に 記載された 工事の各工 程の終了の 都度	法第43条 の3の2 第3項に おいて準 用する法 第12条の 6第8項 の確認を 受けるま での期間	施設工務課 長	施設工務課 長	該当なし	該当なし	該当なし *4)		
ロ 原子炉施設 の修理の状況 及びその担当 者の氏名	修理の都度	1年間	施設工務課 長	施設工務課 長	該当なし	該当なし	第25条										
6. 原子炉施設に おける放射線の 利用記録					該当なし			6. 原子炉施設に おける放射線の利 用記録					該当なし				
イ 利用目的及 び方法並び に利用した 放射線の種 類及び量	利用の都度	1年間	---	---	該当なし			イ 利用目的及 び方法並び に利用した 放射線の種 類及び量	利用の都度	1年間	---	---	該当なし				
ロ 原子炉に挿 入された物質 の種類及び 量	利用の都度	1年間	---	---	該当なし			ロ 原子炉に挿 入された物質 の種類及び量	利用の都度	1年間	---	---	該当なし				
7. 原子炉施設等 の事故記録								7. 原子炉施設等 の事故記録									
イ 事故の発 生及び復旧 の時	その都度	法第43条 の3の2第3 項で準用 する法第 12条の6第 8項の確認 を受ける までの期 間	施設管理者	施設管理者	第42条	該当なし	該当なし	イ 事故の発 生及び復旧 の時	その都度	法第43条 の3の2第3 項で準用 する法第 12条の6第 8項の確認 を受ける までの期 間	施設管理者	施設管理者	第42条	該当なし	該当なし		
ロ 事故の状 況及び事故 に際して採 った処置	その都度	法第43条 の3の2第3 項で準用 する法第 12条の6第 8項の確認 を受ける までの期 間	施設管理者	施設管理者	第42条	該当なし	該当なし	ロ 事故の状 況及び事故に 際して採った 処置	その都度	法第43条 の3の2第3 項で準用 する法第 12条の6第 8項の確認 を受ける までの期 間	施設管理者	施設管理者	第33条	該当なし	該当なし		

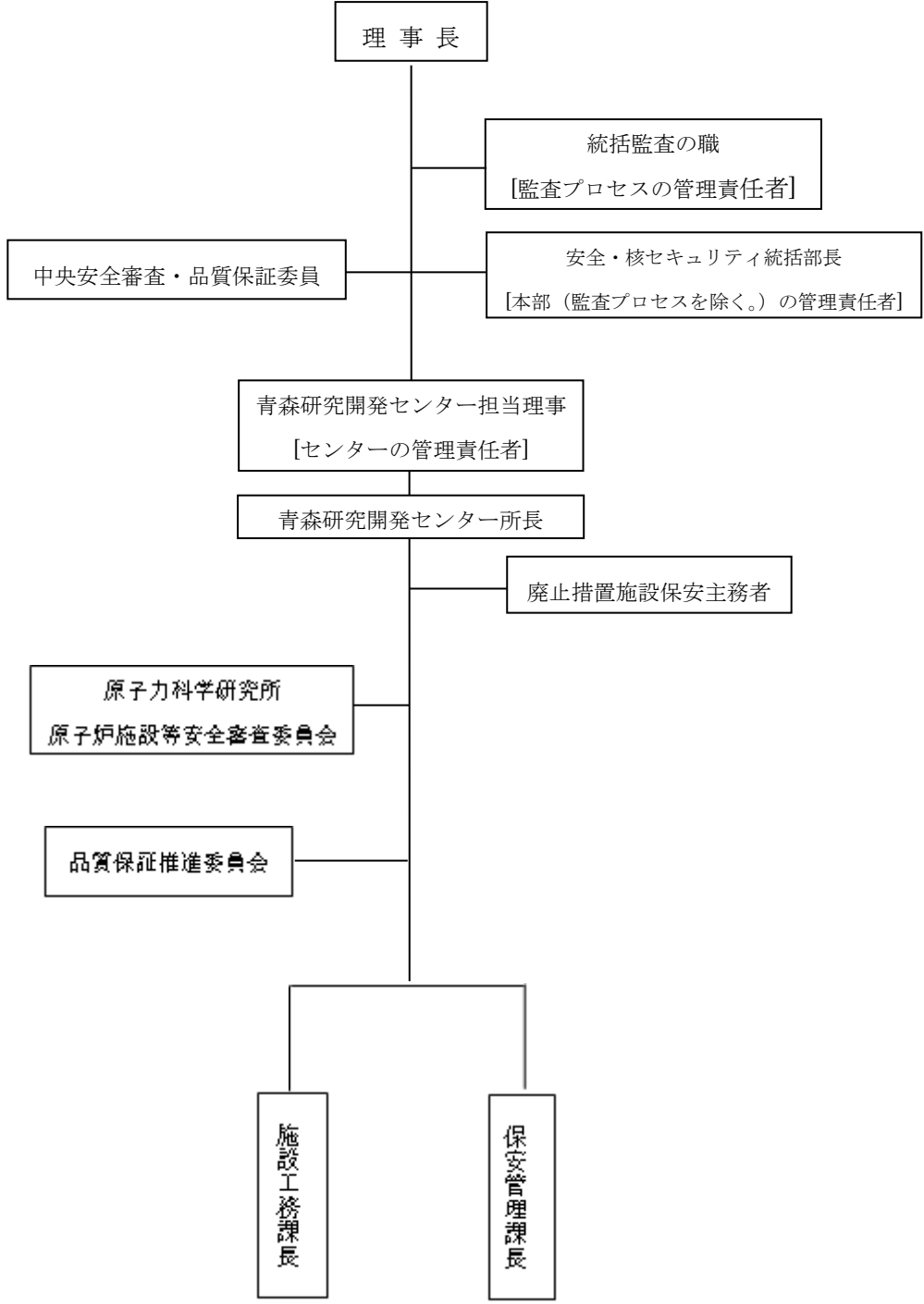
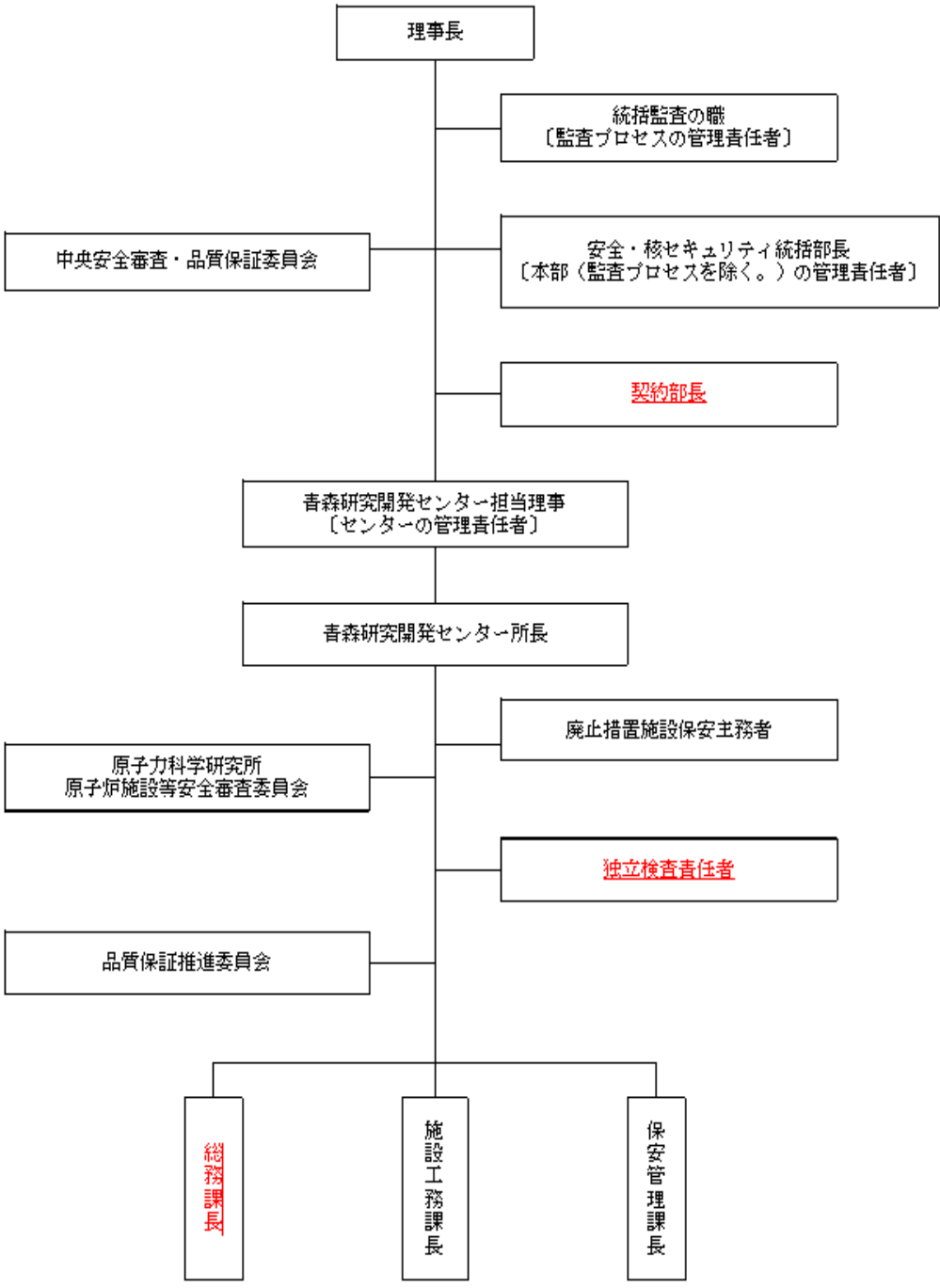
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行							変 更 案 (補正後)							備 考			
ハ 事故の原因	その都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設管理者	施設管理者	第42条	該当なし	該当なし										
ニ 事故後の処置	その都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設管理者	施設管理者	第42条	該当なし	該当なし										
8. 気象記録 (法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)																	
イ 風向及び風速	連続して	10年間	保安管理課長	保安管理課長		該当なし	*4										
ロ 降雨量	連続して	10年間	保安管理課長	保安管理課長		該当なし	*4										
ハ 大気温度	連続して	10年間	保安管理課長	保安管理課長		該当なし	*4										
9. 保安教育の記録																	
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	施設管理者	施設管理者	第29条	該当なし	該当なし										
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	3年間	施設管理者	施設管理者	第29条	該当なし	該当なし										
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	3年間	施設管理者	施設管理者	第29条	該当なし	該当なし										
10. 原子炉施設の定期的な評価の結果																	
イ 第14条の2第1項各号に掲げる評価の結果	評価の都度	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	——	——		該当なし											
ハ 事故の原因	その都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設管理者	施設管理者	第33条	該当なし	該当なし										
ニ 事故後の処置	その都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設管理者	施設管理者	第33条	該当なし	該当なし										
8. 気象記録 (法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)																	
イ 風向及び風速	連続して	10年間	保安管理課長	保安管理課長		該当なし	*3										
ロ 降雨量	連続して	10年間	保安管理課長	保安管理課長		該当なし	*3										
ハ 大気温度	連続して	10年間	保安管理課長	保安管理課長		該当なし	*3										
9. 保安教育の記録																	
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	施設管理者	施設管理者	第20条	該当なし	該当なし										
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	3年間	施設管理者	施設管理者	第20条	該当なし	該当なし										
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	3年間	施設管理者	施設管理者	第20条	該当なし	該当なし										
10. 試験炉規則第14条の2の規定による試験研究用原子炉施設の定期的な評価の結果	評価の都度	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	——	——		該当なし											

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行						変 更 案 (補正後)						備 考				
ロ 第14条の2第2項第1号に掲げる評価の結果	評価の都度	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	—	—	該当なし											
ハ 第14条の2第2項第2号に掲げる計画	策定の都度	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	—	—	該当なし											
11.品質保証計画	策定及び改定の都度	次の改定の後3年間	本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者	本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者	第15条	該当なし	該当なし	11.品質管理基準規則第4条第3項の品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の策定及び改定の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年を経過するまでの期間	安全・核セキュリティ 統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長	安全・核セキュリティ 統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長	第15条	該当なし	該当なし	
<p>*1: 第18条の検査及び試験に係る規定が関連する。</p> <p>*2: 当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>*3: 試験・検査、点検、保守等で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>*4: 使用済燃料は全て払出しを終了し、原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しないため、記録の保管のみを行う。</p>						<p>*1: 当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>*2: 試験・検査、<u>巡視</u>、保守等で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>*3: 使用済燃料は全て払出しを終了し、原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しないため、記録の保管のみを行う。</p> <p>*4: 原子炉室一括撤去物及び附帯陸上施設の解体工事の段階に着手する前に変更</p>										

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>別図第1 原子炉施設の保安 (品質保証を含む。) に関する組織図 (第6条関係)</p> 	<p>別図第1 原子炉施設の保安 (品質マネジメントを含む。) に関する組織図 (第6条関係)</p> 	<p>調達管理業務部署の追加</p> <p>独立検査責任者の追加</p>

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p style="text-align: center;">別図第2 品質マネジメントシステム体系図 (第15条関係)</p>	<p>追加</p>

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p style="text-align: center;">別図第3 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (第15条関係)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム(4.1一般要求事項)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>Plan</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.1 経営者の関与 5.2 原子力の安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 <ul style="list-style-type: none"> 5.4.1 品質目標 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.6 マネジメントレビュー <p>Do 7. 業務の計画及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.1 業務の計画 <ul style="list-style-type: none"> 運転管理、保守管理、核燃料物質によって汚染された物の運搬、放射性廃棄物の管理、放射線管理、非常の場合に講ずべき措置 7.3 設計・開発 7.4 調達 7.6 監視機器及び測定機器の管理 7.5 業務の実施 4.2 文書化に関する要求事項 6. 資源の運用管理 <ul style="list-style-type: none"> 6.1 資源の確保 6.2 人的資源 6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業環境 <p>Check, Act 8. 評価及び改善(8.1一般)</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.2 監視及び測定 <ul style="list-style-type: none"> 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 8.3 不適合管理 8.4 データの分析及び評価 8.5 継続的改善 <ul style="list-style-type: none"> 8.5.1 継続的改善 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置 <p> 基本プロセス 中プロセス 小プロセス —→ 明確な関連 - - -> 理解上重要な関連 </p>	<p>追加</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p style="text-align: center;">別図第4 原子力施設に係る品質マネジメント文書体系図</p>	<p>追加</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>第2編 放射線管理</p> <p>目 次</p> <p>第1章 放射線管理の業務 (第1条-第7条)</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域 (第8条-第11条)</p> <p>第2節 管理区域の出入管理 (第12条・第13条)</p> <p>第3節 保全区域の管理 (第14条)</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理 (第15条・第16条)</p> <p>第5節 作業環境の管理 (第17条・第18条)</p> <p>第6節 放射線作業の管理 (第19条-第21条)</p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止 (第22条-第24条)</p> <p>第2節 線量の測定 (第25条-第27条)</p> <p>第4章 環境放射能の管理 (第28条-第33条)</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 (第34条-第37条)</p> <p>第6章 核燃料物質によって汚染された物の運搬 (第38条-第40条)</p> <p>第7章 放射性廃棄物の管理 (第41条-第44条)</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置 (第45条) ..</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置 (第46条-第48条) ..</p> <p>第3節 環境放射能に係る異常の場合の措置 (第49条・第50条) ...</p> <p>第4節 放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置 (第51条)</p> <p>第5節 運搬中において異常を認めた場合の措置 (第52条)</p>	<p>第2編 放射線管理</p> <p>目 次</p> <p>第1章 放射線管理の業務 (第1条-第7条)</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域 (第8条-第11条)</p> <p>第2節 管理区域の出入管理 (第12条・第13条)</p> <p>第3節 保全区域の管理 (第14条)</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理 (第15条・第16条)</p> <p>第5節 作業環境の管理 (第17条・第18条)</p> <p>第6節 放射線作業の管理 (第19条-第21条)</p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止 (第22条-第24条)</p> <p>第2節 線量の測定 (第25条-第27条)</p> <p>第4章 環境放射能の管理 (第28条-第33条)</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 (第34条-第35条)</p> <p>第6章 核燃料物質によって汚染された物の運搬 (第36条-第38条) ..</p> <p>第7章 放射性廃棄物の管理 (第39条-第42条)</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置 (第43条) ..</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置 (第44条-第46条) ..</p> <p>第3節 環境放射能に係る異常の場合の措置 (第47条・第48条) ...</p> <p>第4節 放射線測定機器の巡視において 異常を認めた場合の措置 (第49条)</p> <p>第5節 運搬中において異常を認めた場合の措置 (第50条)</p>	<p>法令改正に伴う施設管理目標に係る項目等の記載を第3編へ記載したことによる条番号繰り上げ</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>測定は、保安管理課長が行う。ただし、ポケット線量計による外部被ばくに係る線量の測定は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域</p> <p>(管理区域)</p> <p>第8条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第3編第29条に示す。</p> <p>(管理区域の区分及び指定)</p> <p>第9条 前条の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 所長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその状況に応じて、第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しなければならない。</p> <p>(1) 排気設備及び排水設備の保守</p> <p>(2) 放射線測定機器の校正</p> <p>(3) 被ばく低減のための核燃料物質によって汚染された物の一時的な移動</p> <p>(4) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があったとき、又はそのおそれが生じたとき</p> <p>3 所長は、前項の規定により第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。ただし、前項第4号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後速やかに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 指定する期間</p> <p>(2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の区別及びその範囲</p> <p>(3) 指定を必要とする理由</p> <p>(4) 当該区域において取り扱う核燃料物質によって汚染された物の種類及び数量</p> <p>(5) 指定する区域の施設工務課長の氏名</p> <p>4 所長は、第2項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、<u>保安管理課長に、線量当量率の測定、表面密度の測定等必要な検査を行わせ、別表第1に掲げる</u></p>	<p>線量計(以下「基本線量計」という。)による放射線業務従事者の外部被ばくに係る線量の測定は、保安管理課長が行う。ただし、<u>日々の被ばく管理に補助的に用いる線量計(以下「補助線量計」という。)</u>による外部被ばくに係る線量の測定は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域</p> <p>(管理区域)</p> <p>第8条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第3編第29条に示す。</p> <p>(管理区域の区分及び指定)</p> <p>第9条 前条の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 所長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその状況に応じて、第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しなければならない。</p> <p>(1) 排気設備及び排水設備の保守</p> <p>(2) 放射線測定機器の校正</p> <p>(3) 被ばく低減のための核燃料物質によって汚染された物の一時的な移動</p> <p>(4) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があったとき、又はそのおそれが生じたとき</p> <p>3 所長は、前項の規定により第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。ただし、前項第4号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後速やかに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 指定する期間</p> <p>(2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の区別及びその範囲</p> <p>(3) 指定を必要とする理由</p> <p>(4) 当該区域において取り扱う核燃料物質によって汚染された物の種類及び数量</p> <p>(5) 指定する区域の施設工務課長の氏名</p> <p>4 所長は、第2項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、<u>廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>管理区域の解除に係る確認を第10条の2へ移項</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p><u>基準に該当しないことを確認するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならぬ。</u></p> <p>5 所長は、第2項の規定により管理区域を指定したとき、又は第4項の規定により管理区域を解除したときは、施設工務課長及び保安管理課長に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域の一時解除)</p> <p>第10条 所長は、第8条で定められた管理区域において改造工事等の作業を行う場合であつて、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認した区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除をしようとするときは、隣接する管理区域と、さく、縄張り等により区画するとともに、管理区域外との出入口を設けること。</p> <p>(2) 前号の出入口及び一時解除をしようとする区域に接する区域との境界に、次に掲げる事項を掲示すること。</p> <p>イ 一時的に管理区域を解除する区域</p> <p>ロ 管理区域を解除する期間</p> <p>ハ 当該区域における作業に係る課長及び作業担当者の氏名</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき一部区域について管理区域を解除するときは、<u>保安管理課長に、線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 所長は、第1項の規定により一部区域について管理区域を解除したとき、又は解除の期間が終了したときは、施設工務課長及び保安管理課長に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域に係る保安の措置)</p> <p>第11条 施設工務課長は、第1種管理区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 壁、さく等の区画物によって当該区域をその他の区域と区画するとともに、別記様式に示す標識を設けること。</p> <p>(2) 放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、施設工務課長が見学者等として立入りを認めた者については、この限りでない。</p> <p>(3) 前号ただし書の規定により見学者等を当該区域に立ち入らせるときは、管理区域における遵守事項等の指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添</p>	<p>5 所長は、第2項の規定により管理区域を指定したとき、又は第4項の規定により管理区域を解除したときは、施設工務課長及び保安管理課長に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域の一時解除)</p> <p>第10条 所長は、第8条で定められた管理区域において改造工事等の作業を行う場合であつて、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認した区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除をしようとするときは、隣接する管理区域と、さく、縄張り等により区画するとともに、管理区域外との出入口を設けること。</p> <p>(2) 前号の出入口及び一時解除をしようとする区域に接する区域との境界に、次に掲げる事項を掲示すること。</p> <p>イ 一時的に管理区域を解除する区域</p> <p>ロ 管理区域を解除する期間</p> <p>ハ 当該区域における作業に係る課長及び作業担当者の氏名</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき一部区域について管理区域を解除するときは、<u>廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 所長は、第1項の規定により一部区域について管理区域を解除したとき、又は解除の期間が終了したときは、施設工務課長及び保安管理課長に周知しなければならない。</p> <p><u>(管理区域の解除に係る確認)</u></p> <p><u>第10条の2 所長は、管理区域を解除しようとするときは、保安管理課長に、線量当量率の測定、表面密度の測定等必要な検査を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</u></p> <p>(管理区域に係る保安の措置)</p> <p>第11条 施設工務課長は、第1種管理区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 壁、さく等の区画物によって当該区域をその他の区域と区画するとともに、別記様式に示す標識を設けること。</p> <p>(2) 放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、施設工務課長が見学者等として立入りを認めた者については、この限りでない。</p> <p>(3) 前号ただし書の規定により見学者等を当該区域に立ち入らせるときは、管理区域における遵守事項等の指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添</p>	<p>管理区域の解除に係る確認を第10条の2へ移項</p> <p>管理区域の解除に係る確認について追加</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表（補正後）

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>わせること。</p> <p>2 施設工務課長は、第2種管理区域において、非密封の放射性物質を取り扱わせないこと。</p> <p>第2節 管理区域の出入管理</p> <p>(管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第12条 施設工務課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 所定の出入口から出入りすること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、見学者等であって、代表者に着用させることをもって足りる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣及び保護靴を着用すること。</p> <p>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に<u>汚染のない</u>ことを確認すること。</p> <p>2 区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>(一般物品の持出し管理)</p> <p>第13条 施設工務課長は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品（核燃料物質によって汚染された物を除く。以下「一般物品」という。）について、当該物品の表面密度が別表第<u>2</u>に掲げる値を超えているときは、持ち出させてはならない。</p> <p>2 課長は、その所属する職員等（以下この条において「持出者」という。）が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第3に掲げる値を超えないようにさせなければならない。ただし、汚染を除去することが困難な場合であって、別表第<u>2</u>に掲げる値を超えていないこと、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが、課長により確認されているときはこの限りでない。</p> <p>3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その者に施設工務課長の許可を受けさせなければならない。ただし、当該物品の表面密度が別表第3の値を超えていないことを保安管理課員によって確認されたときは、この限りでない。</p> <p>4 施設工務課長は、前項の許可をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>5 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第<u>2</u>に掲げる値を超えていないことを確認しなければならない。</p>	<p>わせること。</p> <p>2 施設工務課長は、第2種管理区域において、非密封の放射性物質を取り扱わせないこと。</p> <p>第2節 管理区域の出入管理</p> <p>(管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第12条 施設工務課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 所定の出入口から出入りすること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、見学者等であって、代表者に着用させることをもって足りる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣及び保護靴を着用すること。</p> <p>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等の<u>表面密度が別表第2に掲げる値を超えていない</u>ことを確認すること。</p> <p>2 区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>(一般物品の持出し管理)</p> <p>第13条 施設工務課長は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品（核燃料物質によって汚染された物を除く。以下「一般物品」という。）について、当該物品の表面密度が別表第<u>3</u>に掲げる値を超えているときは、持ち出させてはならない。</p> <p>2 課長は、その所属する職員等（以下この条において「持出者」という。）が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第3の<u>2</u>に掲げる値を超えないようにさせなければならない。ただし、汚染を除去することが困難な場合であって、別表第<u>3</u>に掲げる値を超えていないこと、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが、課長により確認されているときはこの限りでない。</p> <p>3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その者に施設工務課長の許可を受けさせなければならない。ただし、当該物品の表面密度が別表第3の<u>2</u>の値を超えていないことを保安管理課員によって確認されたときは、この限りでない。</p> <p>4 施設工務課長は、前項の許可をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>5 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第<u>3</u>に掲げる値を超えていないことを確認しなければならない。</p>	<p>退出者の表面密度基準の追加</p> <p>表番号の変更 以下、同様 表番号の変更 以下、同様</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>第3節 保全区域の管理</p> <p>(保全区域の管理)</p> <p>第14条 第3編第5条に規定する保全区域の管理は、施設工務課長が行う。</p> <p>2 施設工務課長は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により保全区域を他の場所と区分するとともに、鍵の管理を行わなければならない。</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理</p> <p>(周辺監視区域の指定)</p> <p>第15条 周辺監視区域は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>(周辺監視区域の管理)</p> <p>第16条 保安管理課長は、周辺監視区域について、境界にさく等を設けるとともに、別記様式に示す標識を設けなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、周辺監視区域内において、人の居住を禁止しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、職員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせるときは、その者に対し保安上必要な注意を与えなければならない。</p> <p>第5節 作業環境の管理</p> <p>(線量当量率等の測定)</p> <p>第17条 保安管理課長は、管理区域における線量当量率、線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定を行ったときは、線量当量率及び表面密度を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>(立入制限区域に係る措置)</p> <p>第18条 施設工務課長は、線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第5に掲げる値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に縄張り、さく等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、許可を与えた者以外の者の立入制限区域への立入りをさせてはならない。</p>	<p>第3節 保全区域の管理</p> <p>(保全区域の管理)</p> <p>第14条 第3編第5条に規定する保全区域の管理は、施設工務課長が行う。</p> <p>2 施設工務課長は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により保全区域を他の場所と区分するとともに、鍵の管理を行わなければならない。</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理</p> <p>(周辺監視区域の指定)</p> <p>第15条 周辺監視区域は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>(周辺監視区域の管理)</p> <p>第16条 保安管理課長は、周辺監視区域について、境界にさく等を設けるとともに、別記様式に示す標識を設けなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、周辺監視区域内において、人の居住を禁止しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、職員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせるときは、その者に対し保安上必要な注意を与えなければならない。</p> <p>第5節 作業環境の管理</p> <p>(線量当量率等の測定)</p> <p>第17条 保安管理課長は、管理区域における線量当量率、線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定を行ったときは、線量当量率及び表面密度を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>(立入制限区域に係る措置)</p> <p>第18条 施設工務課長は、線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第5に掲げる値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に縄張り、さく等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、許可を与えた者以外の者の立入制限区域への立入りをさせてはならない。</p> <p><u>3 施設工務課長は、指定した立入制限区域が第1項の規定に該当しないことを確認したときは、立入制限区域を解除することができる。</u></p>	<p>立入制限区域の解除に関する明確化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表（補正後）

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>第6節 放射線作業の管理 (放射線作業前の措置)</p> <p>第19条 課長は、放射線作業を行うときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業の内容 (3) 必要とする個人線量計及び防護具 (4) 線量を低くするための措置 (5) 作業に伴う線量</p> <p>2 課長は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間等について、施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(放射線作業届)</p> <p>第20条 課長は、放射線作業が別表第6に掲げる基準を超えるおそれがあるときは、次の各号に掲げる事項を記載した放射線作業届を作成し、施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業責任者及び放射線業務従事者の氏名 (3) 作業の内容 (4) 作業に係る計画線量</p> <p>2 施設工務課長は、前項の同意をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、放射線作業届に係る作業中において、放射線管理上の監視を必要とするときは、当該作業に立ち会わなければならない。</p> <p>(放射線作業後の措置)</p> <p>第21条 課長は、前条第1項の放射線作業届に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項を施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>ポケット線量計等の個人線量計</u>により測定した放射線業務従事者の線量 (2) 放射線業務従事者の身体汚染の有無 (3) 当該作業に係る計画線量を超えた場合は、その内容及び講じた措置</p>	<p>4 <u>施設工務課長は、第1項の規定により立入制限区域を指定したとき、又は第3項の規定により立入制限区域を解除したときは、当該区域に関係のある課長等に周知しなければならない。</u></p> <p>第6節 放射線作業の管理 (放射線作業前の措置)</p> <p>第19条 課長は、放射線作業を行うときは、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう</u>、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業の内容 (3) 必要とする個人線量計及び防護具 (4) 線量を低くするための措置 (5) 作業に伴う線量</p> <p>2 課長は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間等について、施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(放射線作業届)</p> <p>第20条 課長は、放射線作業が別表第6に掲げる基準を超えるおそれがあるときは、次の各号に掲げる事項を記載した放射線作業届を作成し、施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業責任者及び放射線業務従事者の氏名 (3) 作業の内容 (4) 作業に係る計画線量</p> <p>2 施設工務課長は、前項の同意をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、放射線作業届に係る作業中において、放射線管理上の監視を必要とするときは、当該作業に立ち会わなければならない。</p> <p>(放射線作業後の措置)</p> <p>第21条 課長は、前条第1項の放射線作業届に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項を施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>補助線量計</u>により測定した放射線業務従事者の線量 (2) 放射線業務従事者の身体汚染の有無 (3) 当該作業に係る計画線量を超えた場合は、その内容及び講じた措置</p>	<p>ALARA の精神に沿った管理の追加</p> <p>線量計の名称統一</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(4) 作業前後において線量当量率等に変化があった場合は、作業場所の線量当量率及び表面密度</p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止</p> <p>(管理区域に立ち入る者の区分)</p> <p>第22条 管理区域に立ち入る者の区分は、放射線管理上、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 放射線業務従事者</p> <p>(2) 見学者等</p> <p>2 所長は、職員等について、放射線業務従事者の指定及び解除を行わなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の指定を行おうとするときは、その者の被ばくの経歴及び保安教育の受講記録が、その者が放射線業務従事者として指定する要件を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>(被ばくの防止)</p> <p>第23条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者の線量を、別表第7に掲げる線量限度を超えないように管理しなければならない。</p> <p>(緊急作業時の線量)</p> <p>第24条 所長は、緊急作業に従事する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者に限る。)を、その作業による線量が別表第8に掲げる値を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>第2節 線量の測定</p> <p>(外部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第25条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が使用した<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>を、次の各号に掲げる場合には、保安管理課長に送付しなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の指定を解除したとき。</p> <p>(2) 4月1日を始期とする毎四半期の末日。ただし、その者の所属する課長を経て所長に妊娠を申し出た女子にあつては、出産までの間につき毎月の末日。</p> <p>(3) <u>ポケット線量計</u>等による測定結果が別表第9に掲げる基準を超えたとき。</p>	<p>(4) 作業前後において線量当量率等に変化があった場合は、作業場所の線量当量率及び表面密度</p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止</p> <p>(管理区域に立ち入る者の区分)</p> <p>第22条 管理区域に立ち入る者の区分は、放射線管理上、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 放射線業務従事者</p> <p>(2) 見学者等</p> <p>2 所長は、職員等について、放射線業務従事者の指定及び解除を行わなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の指定を行おうとするときは、その者の被ばくの経歴及び保安教育の受講記録が、その者が放射線業務従事者として指定する要件を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>(被ばくの防止)</p> <p>第23条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者の線量を、別表第7に掲げる線量限度を超えないように管理しなければならない。</p> <p>(緊急作業時の線量)</p> <p>第24条 所長は、緊急作業に従事する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者に限る。)を、その作業による線量が別表第8に掲げる値を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>第2節 線量の測定</p> <p>(外部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第25条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が使用した<u>基本線量計</u>を、次の各号に掲げる場合には、保安管理課長に送付しなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の指定を解除したとき。</p> <p>(2) 4月1日を始期とする毎四半期の末日。ただし、その者の所属する課長を経て所長に妊娠を申し出た女子にあつては、出産までの間につき毎月の末日。</p> <p>(3) <u>補助線量計</u>による測定結果が別表第9に掲げる基準を超えたとき。</p>	<p></p> <p>ガラス線量計等の名称統一</p> <p>ガラス線量計等の名称統一</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(4) 身体末端部位の測定に使用した個人線量計にあつては、その使用が終了したとき、又は当該作業が連続して行われる場合にあつては、前3号に該当するとき又は使用期限を超えたとき。</p> <p>(5) 緊急作業に従事したとき。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の規定により<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>の送付を受けたときは、外部被ばくの測定を行わなければならない。</p> <p>(内部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第26条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者のうち、第1種管理区域において作業を行う者について、4月1日を始期とする四半期ごと(女子にあつては1月ごと)の内部被ばくに係る実効線量が2ミリシーベルトを超えるおそれのある者を当該四半期までに調査し、その者の当該四半期における内部被ばくに係る線量の測定を保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 課長は、その課に所属する放射線業務従事者である女子について、本人の申出等により、妊娠の事実を知ることとなった場合は、毎月その者の内部被ばくに係る調査を行い、その者の当該月における内部被ばくに係る線量の測定を、保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>3 課長は、その課に所属する放射線業務従事者のうち、緊急作業に従事した者について、内部被ばくに係る線量の測定を、保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前3項の依頼を受けたときは、その者の内部被ばくの測定を行わなければならない。</p> <p>(個人の線量の通知)</p> <p>第27条 保安管理課長は、第25条第2項及び前条第3項の測定を行った結果に基づく個人線量通知票を4月1日を始期とする四半期ごとに、その者の所属する課長に送付しなければならない。ただし、妊娠を申し出た女子にあつては、出産までの間につき1月ごととする。</p> <p>2 保安管理課長は、放射線業務従事者が指定を解除されたときは、その都度個人線量通知票をその者の所属する課長に送付しなければならない。</p> <p>3 課長は、前2項の送付を受けたときは、本人に交付しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、第25条第1項第3号により臨時に測定した線量の測定結果を、その都度本人に、その者の所属する課長を経由して通知しなければならない。</p> <p>第4章 環境放射能の管理</p> <p>(周辺監視区域外における線量限度等)</p>	<p>(4) 身体末端部位の測定に使用した個人線量計にあつては、その使用が終了したとき、又は当該作業が連続して行われる場合にあつては、前3号に該当するとき又は使用期限を超えたとき。</p> <p>(5) 緊急作業に従事したとき。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の規定により<u>基本線量計</u>の送付を受けたときは、外部被ばくの測定を行わなければならない。</p> <p>(内部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第26条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者のうち、第1種管理区域において作業を行う者について、4月1日を始期とする四半期ごと(女子にあつては1月ごと)の内部被ばくに係る実効線量が2ミリシーベルトを超えるおそれのある者を当該四半期までに調査し、その者の当該四半期における内部被ばくに係る線量の測定を保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 課長は、その課に所属する放射線業務従事者である女子について、本人の申出等により、妊娠の事実を知ることとなった場合は、毎月その者の内部被ばくに係る調査を行い、その者の当該月における内部被ばくに係る線量の測定を、保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>3 課長は、その課に所属する放射線業務従事者のうち、緊急作業に従事した者について、内部被ばくに係る線量の測定を、保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前3項の依頼を受けたときは、その者の内部被ばくの測定を行わなければならない。</p> <p>(個人の線量の通知)</p> <p>第27条 保安管理課長は、第25条第2項及び前条第3項の測定を行った結果に基づく個人線量通知票を4月1日を始期とする四半期ごとに、その者の所属する課長に送付しなければならない。ただし、妊娠を申し出た女子にあつては、出産までの間につき1月ごととする。</p> <p>2 保安管理課長は、放射線業務従事者が指定を解除されたときは、その都度個人線量通知票をその者の所属する課長に送付しなければならない。</p> <p>3 課長は、前2項の送付を受けたときは、本人に交付しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、第25条第1項第3号により臨時に測定した線量の測定結果を、その都度本人に、その者の所属する課長を経由して通知しなければならない。</p> <p>第4章 環境放射能の管理</p> <p>(周辺監視区域外における線量限度等)</p>	<p>ガラス線量計等の名称統一</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>第28条 周辺監視区域外における実効線量限度は、1年間につき1ミリシーベルト並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量限度は、1年間につき皮膚は50ミリシーベルト、眼の水晶体は15ミリシーベルトとする。</p> <p>2 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の周辺監視区域外における3月間についての平均濃度は、それぞれ、法令で定める周辺監視区域外の空气中濃度限度及び周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。</p> <p>(環境へ放出する放射性物質に係る線量目標値)</p> <p>第29条 原子炉施設から放出する気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質による周辺監視区域外における実効線量の線量目標値は、1年間につき50マイクロシーベルトとする。</p> <p>(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第30条 保安管理課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値)</p> <p>第31条 施設工務課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第10に掲げる放出管理目標値を超えないように管理しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物の排水口への放出の基準)</p> <p>第32条 原子炉施設から排水口へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第33条 施設工務課長は、原子炉施設の排水口から液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、モニタタンク内における液体廃</p>	<p>第28条 周辺監視区域外における実効線量限度は、1年間につき1ミリシーベルト並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量限度は、1年間につき皮膚は50ミリシーベルト、眼の水晶体は15ミリシーベルトとする。</p> <p>2 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の周辺監視区域外における3月間についての平均濃度は、それぞれ、法令で定める周辺監視区域外の空气中濃度限度及び周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。</p> <p>(環境へ放出する放射性物質に係る線量目標値)</p> <p>第29条 原子炉施設から放出する気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質による周辺監視区域外における実効線量の線量目標値は、1年間につき50マイクロシーベルトとする。</p> <p>(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第30条 保安管理課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値)</p> <p>第31条 施設工務課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第10に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物の排水口への放出の基準)</p> <p>第32条 原子炉施設から排水口へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第33条 施設工務課長は、原子炉施設の排水口から液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、モニタタンク内における液体廃</p>	<p>ALARAの精神に沿った管理の追加</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定し、排水口での放射性物質の濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第31条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、放出される液体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果を施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の放出量に基づき、周辺監視区域外における実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 (放射線管理施設の性能の維持)</p> <p>第34条 保安管理課長は、第3編第30条に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備え<u>つけ</u>るとともに、その性能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。</p> <p>(点検)</p> <p>第35条 保安管理課長は、前条に定める放射線測定機器を<u>毎週1回点検</u>しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りではない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回<u>点検</u>するものとする。</p> <p>(施設定期自主検査)</p> <p>第36条 保安管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、年1回別表第11に掲げる放射線測定機器の施設定期自主検査を行わなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の施設定期自主検査を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第3号の予定期間の変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び実施体制</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p>	<p>棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定し、排水口での放射性物質の濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第31条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、放出される液体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果を施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の放出量に基づき、周辺監視区域外における実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 (放射線管理施設の性能の維持)</p> <p>第34条 保安管理課長は、第3編第30条に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備え<u>付</u>けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、<u>第3編に定める施設管理実施計画に定めるところにより</u>管理しなければならない。</p> <p>(放射線測定機器の巡視)</p> <p>第35条 保安管理課長は、<u>施設管理実施計画に定めるところにより毎週1回の巡視により</u>前条に定める放射線測定機器を<u>確認</u>しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回、<u>施設管理実施計画に定めるところにより巡視によって確認</u>するものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>記載の適正化 施設管理実施計画等に基づいた管理に伴う記載の追加</p> <p>施設管理実施計画に基づいた管理に伴う記載の追加</p> <p>施設ごとに実施する定期事業者検査として施設工務課が取りまとめることから第3編に移動</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>4 保安管理課長は、第2項の承認を受けたときは、施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>5 保安管理課長は、第1項の施設定期自主検査を行ったときは、その結果を所長に報告するとともに、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(改造に係る措置)</p> <p>第37条 保安管理課長は、放射線管理施設の改造を行おうとする場合は、別表第12に掲げる計画作成者として、次の各号に掲げる事項を明らかにした改造計画を作成し、第1編第9条の2第1項に定める品質保証推進委員会の審議を経て同表に掲げる計画同意者の同意を得るとともに、計画承認者の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 改造する施設、設備又は機器等の名称</p> <p>(2) 改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 別表第12に掲げる計画作成者は、前項の承認を受けたときは、施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>第6章 核燃料物質によって汚染された物の運搬</p> <p>(事業所内運搬に係る措置)</p> <p>第38条 課長は核燃料物質によって汚染された物(放射性廃棄物を除く。以下この章において同じ)を事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 同一の運搬機器に発火、爆発等の危険性のある物を混載しないこと。</p> <p>(3) 核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(4) 運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両に積載して運搬する場合は、徐行すること。</p> <p>(6) 当該物質の運搬に係る課長が指名する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(7) 事業所内の運搬であることを示す所定の標識を運搬物及びこれを運搬する車両の所定の箇所に取り付けること。</p> <p>(8) 運搬物の表面密度は別表第3に掲げる値を、線量当量率は別表第13に掲げる値を超</p>	<p>第6章 核燃料物質によって汚染された物の運搬</p> <p>(事業所内運搬に係る措置)</p> <p>第36条 課長は、核燃料物質によって汚染された物(放射性廃棄物を除く。以下この章において同じ)を管理区域から搬出し、事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 同一の運搬機器に発火、爆発等の危険性のある物を混載しないこと。</p> <p>(3) 核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(4) 運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両に積載して運搬する場合は、徐行すること。</p> <p>(6) 当該物質の運搬に係る課長が指名する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(7) 事業所内の運搬であることを示す所定の標識を運搬物及びこれを運搬する車両の所定の箇所に取り付けること。</p> <p>(8) 運搬物の表面密度は別表第3の2に掲げる値を、線量当量率は別表第11に掲げる値</p>	<p>条文番号の繰り上げ 以下、同様 記載の適正化 管理区域からの搬出時の対応の明確化</p> <p>表番号の変更、表番号繰り上げ 以下、同様</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>えないように措置すること。</p> <p>(9) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第 14 に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(事業所外運搬に係る措置)</p> <p>第 39 条 課長は、核燃料物質によって汚染された物を事業所外で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長並びに搬出側又は搬入側の区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度は別表第 3 及び別表第 16 に、線量当量率は別表第 15 に掲げる値を、当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率は別表第 14 に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 3 条から第 17 条まで、及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）第 3 条から第 19 条までに規定する技術上の基準に従って措置を講ずること。</p> <p>(引取りに係る措置)</p> <p>第 40 条 施設工務課長は、施設外から運搬されてきた核燃料物質によって汚染された物を原子炉施設において引き取るときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 運搬物の状態にき裂、破損、核燃料物質によって汚染された物の飛散、漏えい等のないことを確認すること。</p> <p>(2) 運搬物に異常な表面汚染のないことを確認すること。</p> <p>(3) 保安管理課長に通知すること。</p> <p>第 7 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性廃棄物に係る措置)</p> <p>第 41 条 課長は、原子炉施設において発生した固体廃棄物を放射性廃棄物容器に収納しなければならない。ただし、容器に収納できない場合は、保安管理課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長は、原子炉施設において発生した液体廃棄物を容器に収納し、又は廃液貯槽に貯留しなければならない。</p> <p>3 課長は、前 2 項の規定により放射性廃棄物を収納した容器若しくはこれを収納した輸送用のしゃへい容器又は第 1 項ただし書きの措置を講じた固体廃棄物表面の線量当量率の測定を行うとともに、放射性物質濃度等により別表第 17 に従って区分しなければならない。</p>	<p>を超えないように措置すること。</p> <p>(9) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第 12 に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(事業所外運搬に係る措置)</p> <p>第 37 条 課長は、核燃料物質によって汚染された物を管理区域から搬出し、事業所外で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長並びに搬出側又は搬入側の区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度は別表第 3 の 2 及び別表第 14 に、線量当量率は別表第 13 に掲げる値を、当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率は別表第 12 に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 3 条から第 17 条まで、及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）第 3 条から第 19 条までに規定する技術上の基準に従って措置を講ずること。</p> <p>(引取りに係る措置)</p> <p>第 38 条 施設工務課長は、施設外から運搬されてきた核燃料物質によって汚染された物を原子炉施設において引き取るときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 運搬物の状態にき裂、破損、核燃料物質によって汚染された物の飛散、漏えい等のないことを確認すること。</p> <p>(2) 運搬物に異常な表面汚染のないことを確認すること。</p> <p>(3) 保安管理課長に通知すること。</p> <p>第 7 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性廃棄物に係る措置)</p> <p>第 39 条 課長は、原子炉施設において発生した固体廃棄物を放射性廃棄物容器に収納しなければならない。ただし、容器に収納できない場合は、保安管理課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長は、原子炉施設において発生した液体廃棄物を容器に収納し、又は廃液貯槽に貯留しなければならない。</p> <p>3 課長は、前 2 項の規定により放射性廃棄物を収納した容器若しくはこれを収納した輸送用のしゃへい容器又は第 1 項ただし書きの措置を講じた固体廃棄物表面の線量当量率の測定を行うとともに、放射性物質濃度等により別表第 15 に従って区分しなければならない。</p>	<p>管理区域からの搬出時の対応の明確化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(放射性廃棄物に係る表示)</p> <p>第42条 課長は、前条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第18に掲げるところにより表示しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の保管)</p> <p>第43条 課長は、前2条の措置を講じた放射性廃棄物について、第3編第29条に規定する管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の廃棄物保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等の区画物で区画しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の運搬に係る措置)</p> <p>第44条 課長は、放射性廃棄物を引き渡そうとするときは、施設工務課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 課長は、放射性廃棄物を収納した容器又は包装若しくはしゃへい容器の表面密度が別表第3、表面等の線量当量率が、別表第13に掲げる値を超えないよう措置しなければならない。ただし、汚染されていないことが明らかなポリエチレン袋等によって包装した放射性廃棄物については、表面密度の測定を省略することができる。</p> <p>3 施設工務課長は、放射性廃棄物を事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 第38条第1号、第2号及び第7号に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(2) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第14に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置</p> <p>(線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置)</p> <p>第45条 保安管理課長は、第17条に規定する測定において、新たに別表第5の立入制限区域若しくは別表第19の汚染の除去に該当する値を超える異常を認めるときは、施設工務課長に通報しなければならない。</p>	<p>(放射性廃棄物に係る表示)</p> <p>第40条 課長は、前条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第16に掲げるところにより表示しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の保管)</p> <p>第41条 課長は、前2条の措置を講じた放射性廃棄物について、第3編第29条に規定する管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の廃棄物保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等の区画物で区画しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の運搬に係る措置)</p> <p>第42条 課長は、放射性廃棄物を引き渡そうとするときは、施設工務課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 課長は、放射性廃棄物を管理区域から搬出し、施設工務課長に引き渡すときは、収納した容器又は包装若しくは遮蔽容器の表面密度が別表第3の2、表面等の線量当量率が、別表第11に掲げる値を超えないよう措置しなければならない。ただし、汚染されていないことが明らかなポリエチレン袋等によって包装した放射性廃棄物については、表面密度の測定を省略することができる。</p> <p>3 施設工務課長は、放射性廃棄物を事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 第36条第1号、第2号及び第7号に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(2) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第12に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>4 施設工務課長は、放射性廃棄物を事業所外で運搬するときは、第37条の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置</p> <p>(線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置)</p> <p>第43条 保安管理課長は、第17条に規定する測定において、新たに別表第5の立入制限区域若しくは別表第17の汚染の除去に該当する値を超える異常を認めるときは、施設工務課長に通報しなければならない。</p>	<p>管理区域からの搬出時の対応の明確化記載の適正化</p> <p>放射性廃棄物の事業所運搬に関する措置の記載追加</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表（補正後）

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>2 課長は、第21条の放射線作業後の測定において、線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めるときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、前2項の通報を受けたときは、保安管理課長の協力を得て、関係のある課長に原因を調査させ、正常な状態に復帰させるための措置を講じさせるとともに、当該異常が第1編第31条に定める法令報告事象等と判断した場合は、所長に通報しなければならない。</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置</p> <p>(体内汚染又は皮膚汚染を受けたときの措置)</p> <p>第46条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が、体内汚染又は皮膚汚染を受けたとき、又はそのおそれがあると認めるときは、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の通報を受けたときは、その者の汚染を除去させるとともに、汚染原因の調査を行わせなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、第1項の通報を受けたときは、汚染の状況を調査し、その者の内部被ばく検査の必要があると認めるときは、内部被ばくの検査を行わなければならない。</p> <p>(警戒線量又は線量限度を超えた場合の措置)</p> <p>第47条 保安管理課長は、第25条第2項、第26条第3項及び前条第3項により放射線業務従事者の線量を測定した結果が、別表第20に掲げる警戒線量又は別表第7に掲げる線量限度を超えたときは、所長及びその者の所属する課長に通報しなければならない。</p> <p>2 課長は、第1項の通報を受けたときは、本人及び廃止措置施設保安主務者に通報するとともに、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばくの防止の措置を講じなければならない。</p> <p>3 課長は、前項の調査の結果及び被ばくの防止の措置を所長に報告するとともに、保安管理課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(放射線作業の制限等)</p> <p>第48条 所長は、前条第1項により当該放射線業務従事者の線量が、線量限度を超えた旨の通報を受けたとき、又は線量限度を超えるおそれがあると認めるときは、放射線作業の制限等の措置を講じなければならない。</p> <p>第3節 環境放射能に係る異常の場合の措置</p>	<p>2 課長は、第21条の放射線作業後の測定において、線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めるときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、前2項の通報を受けたときは、保安管理課長の協力を得て、関係のある課長に原因を調査させ、正常な状態に復帰させるための措置を講じさせるとともに、当該異常が第1編第22条に定める法令報告事象等と判断した場合は、所長に通報しなければならない。</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置</p> <p>(体内汚染又は皮膚汚染を受けたときの措置)</p> <p>第44条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が、体内汚染又は皮膚汚染を受けたとき、又はそのおそれがあると認めるときは、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の通報を受けたときは、その者の汚染を除去させるとともに、汚染原因の調査を行わせなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、第1項の通報を受けたときは、汚染の状況を調査し、その者の内部被ばく検査の必要があると認めるときは、内部被ばくの検査を行わなければならない。</p> <p>(警戒線量又は線量限度を超えた場合の措置)</p> <p>第45条 保安管理課長は、第25条第2項、第26条第3項及び前条第3項により放射線業務従事者の線量を測定した結果が、別表第18に掲げる警戒線量又は別表第7に掲げる線量限度を超えたときは、所長及びその者の所属する課長に通報しなければならない。</p> <p>2 課長は、第1項の通報を受けたときは、本人及び廃止措置施設保安主務者に通報するとともに、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばくの防止の措置を講じなければならない。</p> <p>3 課長は、前項の調査の結果及び被ばくの防止の措置を所長に報告するとともに、保安管理課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(放射線作業の制限等)</p> <p>第46条 所長は、前条第1項により当該放射線業務従事者の線量が、線量限度を超えた旨の通報を受けたとき、又は線量限度を超えるおそれがあると認めるときは、放射線作業の制限等の措置を講じなければならない。</p> <p>第3節 環境放射能に係る異常の場合の措置</p>	<p>記載の適正化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(放出管理目標値を超えた場合等における措置)</p> <p>第49条 保安管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第10の放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、所長、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の場合において、放出管理目標値の定められている核種の放出量に基づき、周辺監視区域外における1年間の実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の通報を受けたときは、その原因の調査を行い、その結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けたときは、施設工務課長に対し原子炉施設の運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>5 施設工務課長は、前項の指示、講じた措置及びその結果を廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p>	<p>(放出管理目標値を超えた場合等における措置)</p> <p>第47条 保安管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第10の放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、所長、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の場合において、放出管理目標値の定められている核種の放出量に基づき、周辺監視区域外における1年間の実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の通報を受けたときは、その原因の調査を行い、その結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けたときは、施設工務課長に対し原子炉施設の運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>5 施設工務課長は、前項の指示、講じた措置及びその結果を廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p>	
<p>(放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置)</p> <p>第50条 保安管理課長は、第3編第26条第2項に定める当該測定機器の警報が作動したときは、施設工務課長に通報するとともに、気体廃棄物中の放射性物質の放出量を算出しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定結果が第28条第2項に定める値を超えるおそれがあると認めるとき、又は第33条第2項の測定結果が別表第10に定める値を超えるおそれがあると認めるときは、所長、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 所長は、第2項の通報を受けたときは、保安管理課長及び施設工務課長に原因の調査を指示し、放射性物質の濃度等の低減の措置を講じなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、第2項の通報を受けたときは、施設工務課長に対し、原子炉施設運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 施設工務課長は、前項の指示、講じた措置の結果を廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>第4節 放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置</p>	<p>(放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置)</p> <p>第48条 保安管理課長は、第3編第26条第2項に定める当該測定機器の警報が作動したときは、施設工務課長に通報するとともに、気体廃棄物中の放射性物質の放出量を算出しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定結果が第28条第2項に定める値を超えるおそれがあると認めるとき、又は第33条第2項の測定結果が別表第10に定める値を超えるおそれがあると認めるときは、所長、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 所長は、第2項の通報を受けたときは、保安管理課長及び施設工務課長に原因の調査を指示し、放射性物質の濃度等の低減の措置を講じなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、第2項の通報を受けたときは、施設工務課長に対し、原子炉施設運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 施設工務課長は、前項の指示、講じた措置の結果を廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>第4節 放射線測定機器の巡視において異常を認めた場合の措置</p>	<p>保全活動に関する用語の適正化</p>
<p>(放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第51条 保安管理課長は、第35条の点検を行った結果、放射線測定機器に故障を認めたときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を</p>	<p>(放射線測定機器の巡視において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第49条 保安管理課長は、第35条の巡視を行った結果、放射線測定機器に故障を認めたときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を</p>	<p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>監視する放射線測定機器については、所長、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、<u>校正検査</u>実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p> <p>第5節 運搬中において異常を認めた場合の措置</p> <p>(運搬中において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第<u>52</u>条 核燃料物質によって汚染された物の運搬に従事する者は、運搬中に事故等により安全な運搬が損なわれたときは、当該核燃料物質によって汚染された物を管理する課長、保安管理課長に通報するとともに、関係者以外の者を近づかせないための措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長は、前項の通報を受けたときは、ただちに現場に赴き、線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無その他必要な調査を行うとともに、事故等の拡大を防止するための措置を講じるとともに、所長に通報しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、第1項の通報を受けた場合において、その状況が第1編別表第1に掲げる非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、同編第<u>34</u>条第2項の規定により措置しなければならない。</p>	<p>監視する放射線測定機器については、所長、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、<u>点検</u>実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p> <p>第5節 運搬中において異常を認めた場合の措置</p> <p>(運搬中において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第<u>50</u>条 核燃料物質によって汚染された物の運搬に従事する者は、運搬中に事故等により安全な運搬が損なわれたときは、当該核燃料物質によって汚染された物を管理する課長、保安管理課長に通報するとともに、関係者以外の者を近づかせないための措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長は、前項の通報を受けたときは、ただちに現場に赴き、線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無その他必要な調査を行うとともに、事故等の拡大を防止するための措置を講じるとともに、所長に通報しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、第1項の通報を受けた場合において、その状況が第1編別表第1に掲げる非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、同編第<u>25</u>条第2項の規定により措置しなければならない。</p>	<p>記載の明確化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考																																
<p>別表第1 管理区域の基準 (第9条、第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="302 348 1172 758"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>区 分 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域であって、第1種管理区域の区分基準に該当しない区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 持出物品に係る表面密度限度 (第13条関係)</p> <table border="1" data-bbox="296 1062 1178 1209"> <thead> <tr> <th>アルファ線を放出する放射性物質</th> <th>アルファ線を放出しない放射性物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4 Bq/cm²</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 持出物品に係る表面密度 (第13条、第38条、第39条、第44条関係)</p> <table border="1" data-bbox="296 1287 1178 1503"> <thead> <tr> <th colspan="2">アルファ線を放出する放射性物質</th> <th colspan="2">アルファ線を放出しない放射性物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注) Th、U等以外</td> <td>Th、U等</td> <td>³H以外</td> <td>³H</td> </tr> <tr> <td>0.04 Bq/cm²</td> <td>0.4 Bq/cm²</td> <td>0.4 Bq/cm²</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) Th、U等とは、²³²Th、Th-nat、²³⁵U、²³⁸U、U-natをいう。</p>	区 分	区 分 基 準	第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域	第2種管理区域	外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域であって、第1種管理区域の区分基準に該当しない区域	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	アルファ線を放出する放射性物質		アルファ線を放出しない放射性物質		注) Th、U等以外	Th、U等	³ H以外	³ H	0.04 Bq/cm ²	0.4 Bq/cm ²	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	<p>別表第1 管理区域の基準 (第9条、第10条、第10の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="1332 348 2202 758"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>区 分 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域であって、第1種管理区域の区分基準に該当しない区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 第1種管理区域からの退出者に係る表面密度 (第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1317 863 2202 989"> <thead> <tr> <th>アルファ線を放出する放射性物質</th> <th>アルファ線を放出しない放射性物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4 Bq/cm²</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 持出物品に係る表面密度限度 (第13条関係) (変更なし)</p> <p>別表第3の2 持出物品に係る表面密度 (第13条、第36条、第37条、第42条関係) (変更なし)</p>	区 分	区 分 基 準	第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域	第2種管理区域	外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域であって、第1種管理区域の区分基準に該当しない区域	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	<p>関係条文の追加</p> <p>退出者の表面密度基準を追加</p> <p>別表番号の変更</p> <p>別表番号の変更 条番号繰り上げ、以下同様</p>
区 分	区 分 基 準																																	
第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域																																	
第2種管理区域	外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域であって、第1種管理区域の区分基準に該当しない区域																																	
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質																																	
0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²																																	
アルファ線を放出する放射性物質		アルファ線を放出しない放射性物質																																
注) Th、U等以外	Th、U等	³ H以外	³ H																															
0.04 Bq/cm ²	0.4 Bq/cm ²	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²																															
区 分	区 分 基 準																																	
第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域																																	
第2種管理区域	外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域であって、第1種管理区域の区分基準に該当しない区域																																	
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質																																	
0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²																																	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行		変 更 案 (補正後)		備 考
別表第4 管理区域における線量当量率等の測定 (第17条、第30条、第33条関係)		別表第4 管理区域における線量当量率等の測定 (第17条、第30条、第33条関係) (変更なし)		
項 目	ひ ん 度			
線量当量率	管理区域内	毎週1回	注1)	
線量当量	管理区域内	毎週1回	注1)	
表面密度	第1種管理区域内	毎週1回	注1)、注2)	
	第2種管理区域内	毎月1回		
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域内	毎週1回	注1)	
	第2種管理区域内	必要の都度	注3)	
気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続			
液体廃棄物中の放射性物質の濃度	排出の都度			
<p>注1) 原子炉施設等における放射線作業が1週間以上連続して行われなときは、測定を要しない。 ただし、この場合にあっても1月を超えない範囲内で1回以上測定するものとする。</p> <p>注2) 常時人の出入りがない区域については、毎月1回とする。</p> <p>注3) 表面密度が別表第1に規定する第2種管理区域の区分基準を超えたときとする。</p>				
別表第5 立入制限区域の基準 (第18条、第45条関係)		別表第5 立入制限区域の基準 (第18条、第43条関係) (変更なし)		
線量当量率	空気中の放射性物質の濃度 (1週間平均)	表 面 密 度		
1 mSv/週	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中の濃度限度の値	アルファ線を放出する放射性物質	4 Bq/cm ²	
		アルファ線を放出しない放射性物質	40 Bq/cm ²	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考																													
<p>別表第6 放射線作業届の提出に係る基準 (第20条関係)</p> <table border="1" data-bbox="305 348 1169 802"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 (注1)</td> <td>実効線量</td> <td>1 mSv (注2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体 5 mSv</td> </tr> <tr> <td>皮 膚 15 mSv</td> </tr> <tr> <td>作業区域内の線量当量率</td> <td colspan="2">10 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>作業区域内空气中の放射性物質の濃度 (8時間平均)</td> <td colspan="2">線量告示別表第1第四欄又は告示別表第2第二欄に定める空气中放射性物質の濃度限度の値</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特殊作業で線量の推定が困難なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 定常的な作業の場合は除く。 注2) 本人の申出等によりその者の所属する課長を経て所長が妊娠の事実を知った女子を除く。</p> <p>別表第7 放射線業務従事者に係る線量限度 (第23条、第47条関係)</p> <table border="1" data-bbox="278 1026 1196 1467"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実 効 線 量 限 度</th> <th colspan="3">等 価 線 量 限 度</th> </tr> <tr> <th>皮 膚</th> <th>眼の水晶体</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 5 mSv/3月 (注) (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1 mSv</td> <td>500 mSv/年</td> <td>150 mSv/年</td> <td>本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから、出産までの間につき 2 mSv</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者並びに妊娠中の女子を除く。</p>	区 分	基 準 値		1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 (注1)	実効線量	1 mSv (注2)	等価線量	眼の水晶体 5 mSv	皮 膚 15 mSv	作業区域内の線量当量率	10 mSv/h		作業区域内空气中の放射性物質の濃度 (8時間平均)	線量告示別表第1第四欄又は告示別表第2第二欄に定める空气中放射性物質の濃度限度の値		特殊作業で線量の推定が困難なもの			実 効 線 量 限 度	等 価 線 量 限 度			皮 膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面	(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 5 mSv/3月 (注) (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1 mSv	500 mSv/年	150 mSv/年	本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから、出産までの間につき 2 mSv	<p>別表第6 放射線作業届の提出に係る基準 (第20条関係) (変更なし)</p> <p>別表第7 放射線業務従事者に係る線量限度 (第23条、第45条関係) (変更なし)</p>	
区 分	基 準 値																														
1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 (注1)	実効線量	1 mSv (注2)																													
	等価線量	眼の水晶体 5 mSv																													
		皮 膚 15 mSv																													
作業区域内の線量当量率	10 mSv/h																														
作業区域内空气中の放射性物質の濃度 (8時間平均)	線量告示別表第1第四欄又は告示別表第2第二欄に定める空气中放射性物質の濃度限度の値																														
特殊作業で線量の推定が困難なもの																															
実 効 線 量 限 度	等 価 線 量 限 度																														
	皮 膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面																												
(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 5 mSv/3月 (注) (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1 mSv	500 mSv/年	150 mSv/年	本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから、出産までの間につき 2 mSv																												

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考											
<p>別表第8 緊急時の線量限度 (第24条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">線 量 区 分</th> <th>緊 急 作 業 時 の 線 量 限 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実 効 線 量</td> <td>1 0 0 m S v</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等 価 線 量</td> <td>眼の水晶体</td> <td>3 0 0 m S v</td> </tr> <tr> <td>皮 膚</td> <td>1 S v</td> </tr> </tbody> </table>	線 量 区 分		緊 急 作 業 時 の 線 量 限 度	実 効 線 量		1 0 0 m S v	等 価 線 量	眼の水晶体	3 0 0 m S v	皮 膚	1 S v	<p>別表第8 緊急時の線量限度 (第24条関係) (変更なし)</p>	
線 量 区 分		緊 急 作 業 時 の 線 量 限 度											
実 効 線 量		1 0 0 m S v											
等 価 線 量	眼の水晶体	3 0 0 m S v											
	皮 膚	1 S v											
<p>別表第9 ガラス線量計等の個人線量計を臨時に測定する場合の基準 (第25条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線 量 区 分</th> <th>線 量 (ポケット線量計等による測定値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外部被ばくに係る実効線量</td> <td>1 mSv/日</td> </tr> <tr> <td>4 mSv/月</td> </tr> </tbody> </table>	線 量 区 分	線 量 (ポケット線量計等による測定値)	外部被ばくに係る実効線量	1 mSv/日	4 mSv/月	<p>別表第9 個人線量計を臨時に測定する場合の基準 (第25条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線 量 区 分</th> <th>線 量 (補助線量計による測定値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外部被ばくに係る実効線量</td> <td>1 mSv/日</td> </tr> <tr> <td>4 mSv/月</td> </tr> </tbody> </table>	線 量 区 分	線 量 (補助線量計による測定値)	外部被ばくに係る実効線量	1 mSv/日	4 mSv/月	線量計を個人線量計との統一	
線 量 区 分	線 量 (ポケット線量計等による測定値)												
外部被ばくに係る実効線量	1 mSv/日												
	4 mSv/月												
線 量 区 分	線 量 (補助線量計による測定値)												
外部被ばくに係る実効線量	1 mSv/日												
	4 mSv/月												
<p>別表第10 液体廃棄物の放出管理目標値 (第31条、第49条、第50条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核 種</th> <th>放 出 管 理 目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>³H以外の核種</td> <td>0.11 GBq/年</td> </tr> </tbody> </table>	核 種	放 出 管 理 目 標 値	³ H以外の核種	0.11 GBq/年	<p>別表第10 液体廃棄物の放出管理目標値 (第31条、第47条、第48条関係) (変更なし)</p>								
核 種	放 出 管 理 目 標 値												
³ H以外の核種	0.11 GBq/年												
<p>別表第11 放射線測定機器の施設定期自主検査項目 (第36条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 機 器</th> <th>検 査 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3編別表第10(その1)に掲げる放射線測定機器</td> <td>校正検査 (指示精度検査及び線源校正検査) 設定値確認検査</td> </tr> <tr> <td>第3編別表第10(その2)に掲げる放射線測定機器</td> <td>校正検査(線源校正検査) 警報作動検査 注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 警報作動検査についてはサーベイメータを除く。</p>	対 象 機 器	検 査 項 目	第3編別表第10(その1)に掲げる放射線測定機器	校正検査 (指示精度検査及び線源校正検査) 設定値確認検査	第3編別表第10(その2)に掲げる放射線測定機器	校正検査(線源校正検査) 警報作動検査 注)	<p><u>(削る)</u></p>	定期自主検査削除による					
対 象 機 器	検 査 項 目												
第3編別表第10(その1)に掲げる放射線測定機器	校正検査 (指示精度検査及び線源校正検査) 設定値確認検査												
第3編別表第10(その2)に掲げる放射線測定機器	校正検査(線源校正検査) 警報作動検査 注)												

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考																									
<p>別表第12 改造計画 (第37条関係)</p> <table border="1" data-bbox="290 348 1187 806"> <thead> <tr> <th>改造の区分</th> <th>施設区分</th> <th>計画作成者</th> <th>計画同意者</th> <th>計画承認者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき</td> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">保安管理課長</td> <td rowspan="2">廃止措置施設保安主務者</td> <td rowspan="2">所長</td> </tr> <tr> <td>改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴うとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第13 事業所内で運搬する運搬物に係る線量当量率 (第38条、第44条関係)</p> <table border="1" data-bbox="290 940 1113 1165"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>線 量 当 量 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬物の表面</td> <td>2 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>運搬物の表面から1 m</td> <td>100 μSv/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第14 運搬物を積載した車両に係る線量当量率 (第38条、第39条、第44条関係)</p> <table border="1" data-bbox="290 1346 1113 1654"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>線 量 当 量 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬に従事する者が通常乗車する場所</td> <td>20 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>車 両 の 表 面</td> <td>2 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>車両の表面から1 m</td> <td>100 μSv/h</td> </tr> </tbody> </table>	改造の区分	施設区分	計画作成者	計画同意者	計画承認者	改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき	放射線管理施設	保安管理課長	廃止措置施設保安主務者	所長	改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴うとき	位 置	線 量 当 量 率	運搬物の表面	2 mSv/h	運搬物の表面から1 m	100 μSv/h	位 置	線 量 当 量 率	運搬に従事する者が通常乗車する場所	20 μSv/h	車 両 の 表 面	2 mSv/h	車両の表面から1 m	100 μSv/h	<p>(削る)</p> <p>別表第11 事業所内で運搬する運搬物に係る線量当量率 (第36条、第42条関係) (変更なし)</p> <p>別表第12 運搬物を積載した車両に係る線量当量率 (第36条、第37条、第42条関係) (変更なし)</p>	<p>関連条文削除による</p> <p>表番号の繰上げ、以下、同様</p>
改造の区分	施設区分	計画作成者	計画同意者	計画承認者																							
改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき	放射線管理施設	保安管理課長	廃止措置施設保安主務者	所長																							
改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴うとき																											
位 置	線 量 当 量 率																										
運搬物の表面	2 mSv/h																										
運搬物の表面から1 m	100 μSv/h																										
位 置	線 量 当 量 率																										
運搬に従事する者が通常乗車する場所	20 μSv/h																										
車 両 の 表 面	2 mSv/h																										
車両の表面から1 m	100 μSv/h																										

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行		変 更 案 (補正後)		備 考															
別表第15 事業所の外で運搬する運搬物に係る線量当量率 (第39条関係)		別表第13 事業所の外で運搬する運搬物に係る線量当量率 (第37条関係) (変更なし)																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>運 搬 物</th> <th>位 置</th> <th>線 量 当 量 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料輸送物</td> <td>L型輸送物</td> <td>表面 5 μ Sv/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A型、BM型、BU型、IP-1型、IP-2型及びIP-3型輸送物</td> <td>表面 2 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>表面から1 m 100 μ Sv/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパック</td> <td>表面 2 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>表面から1 m 100 μ Sv/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物</td> <td>表面 2 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>表面から1 m 100 μ Sv/h ※</td> </tr> </tbody> </table>		運 搬 物	位 置	線 量 当 量 率	核燃料輸送物	L型輸送物	表面 5 μ Sv/h	A型、BM型、BU型、IP-1型、IP-2型及びIP-3型輸送物	表面 2 mSv/h	表面から1 m 100 μ Sv/h	核燃料輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパック	表面 2 mSv/h	表面から1 m 100 μ Sv/h	コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物	表面 2 mSv/h	表面から1 m 100 μ Sv/h ※			
運 搬 物	位 置	線 量 当 量 率																	
核燃料輸送物	L型輸送物	表面 5 μ Sv/h																	
	A型、BM型、BU型、IP-1型、IP-2型及びIP-3型輸送物	表面 2 mSv/h																	
		表面から1 m 100 μ Sv/h																	
核燃料輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパック	表面 2 mSv/h																		
	表面から1 m 100 μ Sv/h																		
コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物	表面 2 mSv/h																		
	表面から1 m 100 μ Sv/h ※																		
※ 専用積載としないで運搬する場合は、表面から1 mにおける線量当量率に原子力規制委員会の定める係数を乗じた線量当量率																			
別表第16 事業所の外で運搬するL型運搬物に係る表面密度限度 (第39条関係)		別表第14 事業所の外で運搬するL型運搬物に係る表面密度限度 (第37条関係) (変更なし)																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>アルファ線を放出する放射性物質</th> <th>アルファ線を放出しない放射性物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4 Bq/cm²</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table>		アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²														
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質																		
0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²																		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行		変 更 案 (補正後)		備 考
別表第17 放射性廃棄物の区分基準 (第41条)		別表第15 放射性廃棄物の区分基準 (第39条) (変更なし)		
区 分	ベータ・ガンマ 注1)			
固体 廃棄物	適用基準	容器表面の線量当量率	ベータ線のみを放出する放射性物質を収納した容器当たりの含有	
	A	2 mSv/h 未満	3.7 GBq 未満 (⁹⁰ Sr にあつては、370MBq 未満)	
	備 考	ガンマ線を放出する放射性物質とベータ線のみを放出する放射性物質が混在する場合であつて、ベータ線のみを放出する放射性物質の含有量が明らかとなるときは、「線量当量率」と「含有量」のいずれか上位のレベルになる区分を適用する。		
液体 廃棄物	適用基準	³ H以外のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度	³ H	
	A	3.7×10 ¹ Bq/cm ³ 未満 注2)	3.7×10 ⁵ Bq/cm ³ 未満	
	B	3.7×10 ¹ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ¹⁰ Bq/cm ³ 未 満	—————	
備 考	³ Hと ³ H以外のベータ・ガンマ放射性物質が混在する場合であつて、 ³ Hの濃度が明らかとなるときは、「 ³ H以外のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度」と「 ³ H」のいずれか上位のレベルになる区分を適用する。			
注1) アルファ線を放出しない放射性物質及び ²³² Th、Th-nat、 ²³⁵ U、 ²³⁸ U、U-nat (これらを照射したものを含む) 並びにこれらによって汚染されたもの。				
注2) 主な核種が短半減期であつて、100時間以内にその放射性物質濃度が3.7×10 ¹ Bq/cm ³ 未満になることが明らかなものを含む。				

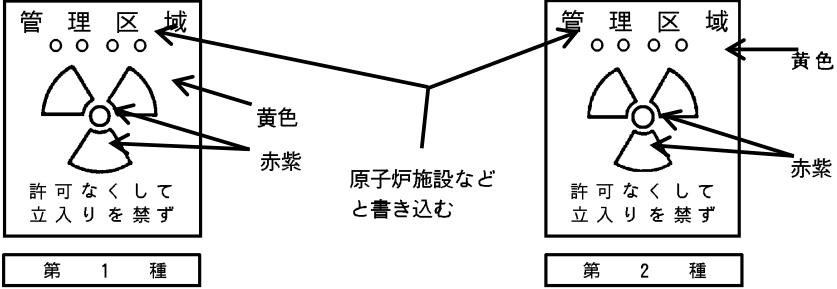
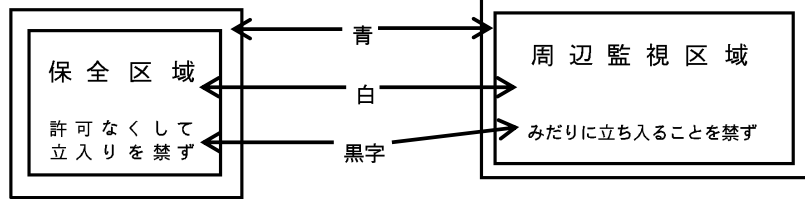
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考																			
<p>別表第18 放射性廃棄物の表示 (第42条関係)</p> <table border="1" data-bbox="281 441 1196 1087"> <thead> <tr> <th data-bbox="281 441 667 508">放射 性 廃 棄 物 の 区 分</th> <th data-bbox="667 441 1196 508">表 示 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="281 508 667 793">固体廃棄物</td> <td data-bbox="667 508 1196 793"> イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 主要内容物 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所 チ 封入年月日 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="281 793 667 1087">液体廃棄物 (容器入り)</td> <td data-bbox="667 793 1196 1087"> イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性廃棄物の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所 チ 封入年月日 </td> </tr> </tbody> </table>	放射 性 廃 棄 物 の 区 分	表 示 事 項	固体廃棄物	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 主要内容物 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所 チ 封入年月日	液体廃棄物 (容器入り)	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性廃棄物の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所 チ 封入年月日	<p>別表第16 放射性廃棄物の表示 (第40条関係) (変更なし)</p>														
放射 性 廃 棄 物 の 区 分	表 示 事 項																				
固体廃棄物	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 主要内容物 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所 チ 封入年月日																				
液体廃棄物 (容器入り)	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性廃棄物の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所 チ 封入年月日																				
<p>別表第19 汚染除去に係る表面密度 (第45条関係)</p> <table border="1" data-bbox="290 1266 1187 1543"> <thead> <tr> <th data-bbox="290 1266 460 1417" rowspan="2"></th> <th colspan="2" data-bbox="460 1266 801 1339">アルファ線を放出する放射性物質</th> <th colspan="2" data-bbox="801 1266 1187 1339">アルファ線を放出しない放射性物質</th> </tr> <tr> <th data-bbox="460 1339 638 1417">注) Th、U等以外</th> <th data-bbox="638 1339 801 1417">Th、U等</th> <th data-bbox="801 1339 1009 1417">³H以外</th> <th data-bbox="1009 1339 1187 1417">³H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="290 1417 460 1480">第1種管理区域</td> <td data-bbox="460 1417 638 1480">0.4 Bq/cm²</td> <td data-bbox="638 1417 801 1480">4 Bq/cm²</td> <td data-bbox="801 1417 1009 1480">4 Bq/cm²</td> <td data-bbox="1009 1417 1187 1480">40 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1480 460 1543">第2種管理区域</td> <td data-bbox="460 1480 638 1543">0.04 Bq/cm²</td> <td data-bbox="638 1480 801 1543">0.4 Bq/cm²</td> <td data-bbox="801 1480 1009 1543">0.4 Bq/cm²</td> <td data-bbox="1009 1480 1187 1543">4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) Th、U等とは、²³²Th、Th-nat、²³⁵U、²³⁸U、U-natをいう。</p>		アルファ線を放出する放射性物質		アルファ線を放出しない放射性物質		注) Th、U等以外	Th、U等	³ H以外	³ H	第1種管理区域	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	40 Bq/cm ²	第2種管理区域	0.04 Bq/cm ²	0.4 Bq/cm ²	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	<p>別表第17 汚染除去に係る表面密度 (第43条関係) (変更なし)</p>	
		アルファ線を放出する放射性物質		アルファ線を放出しない放射性物質																	
	注) Th、U等以外	Th、U等	³ H以外	³ H																	
第1種管理区域	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	40 Bq/cm ²																	
第2種管理区域	0.04 Bq/cm ²	0.4 Bq/cm ²	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²																	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行		変 更 案 (補正後)	備 考													
<p>別表第 20 放射線業務従事者に係る警戒線量 (第 47 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">線 量 区 分</th> <th>警 戒 線 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実 効 線 量</td> <td>13 mSv / 3月 注 1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td>40 mSv / 3月</td> </tr> <tr> <td>皮 膚</td> <td>130 mSv / 3月</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子の腹部表面</td> <td>1 mSv / 期間中 注 2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) 女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者。</p> <p>注 2) 期間中とは、その者の所属する課長を経て所長に妊娠を申し出た時から出産までの間をいう。</p>		線 量 区 分		警 戒 線 量	実 効 線 量		13 mSv / 3月 注 1)	等価線量	眼の水晶体	40 mSv / 3月	皮 膚	130 mSv / 3月	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv / 期間中 注 2)	<p>別表第 18 放射線業務従事者に係る警戒線量 (第 45 条関係)</p> <p>(変更なし)</p>	
線 量 区 分		警 戒 線 量														
実 効 線 量		13 mSv / 3月 注 1)														
等価線量	眼の水晶体	40 mSv / 3月														
	皮 膚	130 mSv / 3月														
	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv / 期間中 注 2)														

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>別記様式第1 (第1種管理区域の標識)</p> <p>別記様式第2 (第2種管理区域の標識)</p>  <p>別記様式第3 (保全区域の標識)</p> <p>別記様式第4 (周辺監視区域の標識)</p>  <p>別図第1 (その1) 燃料・廃棄物取扱棟1階及び中2階平面図 (管理区域)</p> <p>別図第1 (その2) 燃料・廃棄物取扱棟2階平面図 (管理区域)</p> <p>別図第1 (その3) 燃料・廃棄物取扱棟3階平面図 (管理区域)</p> <p>別図第1 (その4) 燃料・廃棄物取扱棟4階平面図 (管理区域)</p> <p>別図第1 (その5) 機材・排水管理棟平面図 (管理区域)</p> <p>別図第1 (その6) 保管建屋平面図 (管理区域)</p> <p>別図第2 周辺監視区域</p>	<p>別記様式第1～第4 (変更なし)</p> <p>別図第1 (その1)～別図第2 (変更なし)</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>第3編 原子炉施設の管理</p> <p>目 次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第6条) III-1</p> <p>第2章 管理 III-2</p> <p> 第1節 一般管理 (第7条) III-2</p> <p> 第2節 放射性廃棄物の引取り及び運搬 (第8条・第9条) III-2</p> <p> 第3節 放射性廃棄物の一時保管及び貯蔵 (第10条) III-2</p> <p> 第4節 放射性廃棄物の処理 (第11条-第16条) III-2</p> <p> 第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄 (第17条-第18条) III-3</p> <p>第3章 保守管理 (第19条-第25条) III-4</p> <p>第4章 異常時の措置 (第26条-第28条) III-5</p> <p>第5章 放射線管理 (第29条-第31条) III-6</p>	<p>第3編 原子炉施設の管理</p> <p>目 次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第6条) III-1</p> <p>第2章 管理 III-2</p> <p> 第1節 一般管理 (第7条) III-2</p> <p> 第2節 放射性廃棄物の引取り及び運搬 (第8条・第9条) III-2</p> <p> 第3節 放射性廃棄物の一時保管及び貯蔵 (第10条) III-2</p> <p> 第4節 放射性廃棄物の処理 (第11条-第16条) III-2</p> <p> 第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄 (第17条-第18条) III-3</p> <p>第3章 保守管理 (第19条-第25条) III-4</p> <p>第4章 異常時の措置 (第26条-第28条) III-5</p> <p>第5章 放射線管理 (第29条-第31条) III-6</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>第1章 通則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この編において管理する原子炉施設の設備は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第2条 施設工務課長は、所管する設備等の運転をするときは要員を1名以上配置しなければならない。</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 施設工務課長は、次の各号に掲げる事項について定めた原子力第1船原子炉施設運転手引を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 施設の設備の運転操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、第1編第9条の2第1項に定める品質保証推進委員会の審議を経て廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(年間業務計画)</p> <p>第4条 施設工務課長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした原子炉施設の年間業務計画を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</p> <p>(2) <u>施設定期自主検査</u>の予定期間</p> <p>(3) 第24条に定める修理及び改造を行う施設名並びに予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>第1章 通則</p> <p>第1条 この編は、原子炉施設の廃止措置計画の「むつ」の解体工事の段階及び原子炉室一括撤去物の保管展示の段階に適用し、原子炉室一括撤去物及び附帯陸上施設の解体工事の段階に着手する前に変更しなければならない。</p> <p>2 <u>原子炉室一括撤去物及び附帯陸上施設の解体工事において想定される事故等の措置については、着手する前に定める。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この編において管理する原子炉施設の設備は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第2条 施設工務課長は、所管する設備等の運転をするときは要員を1名以上配置しなければならない。</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 施設工務課長は、次の各号に掲げる事項について定めた原子力第1船原子炉施設運転手引を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 施設の設備の運転操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、第1編第9条の2第1項に定める品質保証推進委員会の審議を経て廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(年間業務計画)</p> <p>第4条 施設工務課長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした原子炉施設の年間業務計画を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</p> <p>(2) <u>定期事業者検査</u>の予定期間</p> <p>(3) 第22条に定める修理及び改造を行う施設名並びに予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>廃止措置の段階により保安規定の変更を実施することの追記</p> <p>想定事象に係る措置の記載</p> <p>条文追加</p> <p>新検査制度の導入に伴う変更 条文番号変更</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表（補正後）

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>第10条 施設工務課長は、処理前の固体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟、機材・排水管理棟及び保管建屋の廃棄物保管場所に一時保管する。</p> <p>2 施設工務課長は、液体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟の廃液タンクに貯蔵する。ただし、液体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟分析室において一時的に保管する場合は、容器に受皿、吸収材等を用い、漏えいによる汚染の拡大を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>第4節 放射性廃棄物の処理</p> <p>(作業開始前の点検)</p> <p>第11条 施設工務課長は、処理作業を開始しようとするときは、別表第4に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>(作業中の点検)</p> <p>第12条 施設工務課長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに別表第5に掲げるところにより点検しなければならない。</p> <p>(作業終了後の点検)</p> <p>第13条 施設工務課長は、処理作業を終えたときは、別表第6に掲げるところにより点検しなければならない。</p> <p>(固体廃棄物の処理)</p> <p>第14条 施設工務課長は、第10条第1項の規定により一時保管している固体廃棄物について、圧縮性の固体廃棄物は圧縮処理により処理し、処理済の固体廃棄物をドラム缶、金属容器等の容器に封入しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第15条 施設工務課長は、第10条第2項の規定により貯蔵している液体廃棄物について、液体廃棄物処理設備により処理し、処理した廃液（以下「処理済水」という。）は、処理済水タンクに貯留しなければならない。ただし、放射性物質の濃度が十分低いことを確認した廃液については、この限りではない。</p> <p>2 処理済水及び前項ただし書きの廃液は、モニタタンクに貯留しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第2編第33条第1項の規定による保安管理課長の同意を得た後、前項の廃液を海水で希釈し、放出しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの表示)</p>	<p>第10条 施設工務課長は、処理前の固体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟、機材・排水管理棟及び保管建屋の廃棄物保管場所に一時保管する。</p> <p>2 施設工務課長は、液体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟の廃液タンクに貯蔵する。ただし、液体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟分析室において一時的に保管する場合は、容器に受皿、吸収材等を用い、漏えいによる汚染の拡大を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>第4節 放射性廃棄物の処理</p> <p>(作業開始前の巡視)</p> <p>第11条 施設工務課長は、処理作業を開始しようとするときは、別表第4に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を巡視しなければならない。</p> <p>(作業中の巡視)</p> <p>第12条 施設工務課長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに別表第5に掲げるところにより巡視しなければならない。</p> <p>(作業終了後の巡視)</p> <p>第13条 施設工務課長は、処理作業を終えたときは、別表第6に掲げるところにより巡視しなければならない。</p> <p>(固体廃棄物の処理)</p> <p>第14条 施設工務課長は、第10条第1項の規定により一時保管している固体廃棄物について、圧縮性の固体廃棄物は圧縮処理により処理し、処理済の固体廃棄物をドラム缶、金属容器等の容器に封入しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第15条 施設工務課長は、第10条第2項の規定により貯蔵している液体廃棄物について、液体廃棄物処理設備により処理し、処理した廃液（以下「処理済水」という。）は、処理済水タンクに貯留しなければならない。ただし、放射性物質の濃度が十分低いことを確認した廃液については、この限りではない。</p> <p>2 処理済水及び前項ただし書きの廃液は、モニタタンクに貯留しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第2編第33条第1項の規定による保安管理課長の同意を得た後、前項の廃液を海水で希釈し、放出しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの表示)</p>	<p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>第16条 施設工務課長は、第14条の規定により処理した容器（以下「廃棄物パッケージ」という。）及び包装等の措置を講じたものについて、次の各号に掲げる事項を廃棄物パッケージ及び包装等の表面に表示しなければならない。</p> <p>(1) 封入月日 (2) 管理番号 (3) 表面の線量当量率</p> <p>第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄</p> <p>(固体廃棄物の貯蔵)</p> <p>第17条 施設工務課長は、廃棄物パッケージ及び包装等の措置を講じた廃棄物を貯蔵するときは、別表第7に定める設備において貯蔵しなければならない。また、原子炉室一括撤去物については、原子炉室保管室に貯蔵する。</p> <p>(廃棄物パッケージからの試料採取及び試料分析)</p> <p>第17条の2 施設工務課長は、廃棄物パッケージから試料を採取し分析するときは、あらかじめ採取・分析計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、廃棄物パッケージから試料の採取及び分析を行うに当たっては、前2項の承認及び同意を受けた計画を遵守して実施しなければならない。</p> <p>4 施設工務課長は、第1項の作業が終了したときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの内部点検)</p> <p>第17条の3 施設工務課長は、廃棄物パッケージの内部状態を点検するときは、別図第2に示す廃棄物パッケージ内部点検場所を実施しなければならない。</p> <p>(気体廃棄物の廃棄)</p> <p>第18条 施設工務課長は、気体廃棄物を廃棄するときは、気体廃棄物処理設備及び換気設備により処理し、放出しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>(巡視)</p> <p>第19条 施設工務課長は、所管する設備について別表第8に掲げるところにより巡視し、</p>	<p>第16条 施設工務課長は、第14条の規定により処理した容器（以下「廃棄物パッケージ」という。）及び包装等の措置を講じたものについて、次の各号に掲げる事項を廃棄物パッケージ及び包装等の表面に表示しなければならない。</p> <p>(1) 封入月日 (2) 管理番号 (3) 表面の線量当量率</p> <p>第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄</p> <p>(固体廃棄物の貯蔵)</p> <p>第17条 施設工務課長は、廃棄物パッケージ及び包装等の措置を講じた廃棄物を貯蔵するときは、別表第7に定める設備において貯蔵しなければならない。また、原子炉室一括撤去物については、原子炉室保管室に貯蔵する。</p> <p>(廃棄物パッケージからの試料採取及び試料分析)</p> <p>第17条の2 施設工務課長は、廃棄物パッケージから試料を採取し分析するときは、あらかじめ採取・分析計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、廃棄物パッケージから試料の採取及び分析を行うに当たっては、前2項の承認及び同意を受けた計画を遵守して実施しなければならない。</p> <p>4 施設工務課長は、第1項の作業が終了したときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの内容物の取扱い)</p> <p>第17条の3 施設工務課長は、廃棄物パッケージの内容物を取り扱うときは、別図第2に示す廃棄物パッケージ取扱場所を実施しなければならない。</p> <p>(気体廃棄物の廃棄)</p> <p>第18条 施設工務課長は、気体廃棄物を廃棄するときは、気体廃棄物処理設備及び換気設備により処理し、放出しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>(削る)</p>	<p>内部点検に加え分別作業も実施できるよう作業名称を変更し、作業場所名称を変更</p> <p>第25条へ移動</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p><u>点検しなければならない。</u></p> <p>(地震後の措置)</p> <p><u>第20条 震度4以上の地震が発生したときは、施設工務課長は放射性廃棄物の廃棄施設、その他原子炉の附属施設を、保安管理課長は放射線管理施設を点検し、異常がないことを確認しなければならない。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p><u>第19条 施設工務課長及び保安管理課長は、原子力第1船原子炉施設について、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 施設工務課長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 施設工務課長は、前項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p><u>第20条 施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>ハ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</u></p> <p><u>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p><u>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><u>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</u></p> <p><u>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p><u>2 施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p>	<p>第27条の2へ移動</p> <p>新検査導入に伴う変更</p> <p>施設管理目標の策定に係る条文の追加施設ごとに作成し、施設工務課が取りまとめることから保安管理課の方針作成も第3編に記載</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第 21 条 施設工務課長は、所管する設備について、年 1 回別表第 9 に掲げるところにより、施設定期自主検査を行わなければならない。</p>	<p>3 施設工務課長は、第 1 項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>5 施設工務課長は、第 3 項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第 20 条の 2 施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第 20 条の 3 施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第 21 条 検査委員会は、定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第 1 号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 施設工務課長及び保安管理課長は、検査委員会の求めに応じ、前項の検査に必要な情</p>	<p>新検査導入に伴う変更 定期事業者検査として記載</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(施設定期自主検査実施計画)</p> <p>第22条 施設工務課長は、前条の施設定期自主検査を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成しなければならない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び実施体制</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 施設工務課長は、前項の施設定期自主検査実施計画について、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、前項第3号の予定期間については、この限りでない。</p> <p>3 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4 施設工務課長は、第2項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>報を提供しなければならない。</p> <p>3 検査委員会は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を得なければならない。</p> <p>4 検査委員会は、第1項の同意及び第3項の確認を得たときは、施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p>(削る)</p>	<p>新検査導入に伴う変更</p>
<p>(修理)</p> <p>第23条 施設工務課長は、所管する原子炉施設に故障を認めるときは、すみやかに修理を実施しなければならない。</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第24条 施設工務課長は、修理及び改造を行おうとする場合は次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成しなければならない。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 施設工務課長は、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴うときには、第1編第9条の2第1項に定める品質保証推進委員会の審議を経て、廃止措置施設保安主務者の同意を得るとともに、所長の承認を受けなければならない。</p>	<p>(修理及び改造)</p> <p>第22条 施設工務課長は本体施設等について、保安管理課長は放射線管理施設について、必要と認めた場合は、修理又は改造（改造には、新造その他工事を伴わない設計・評価のみの事項を含む。ただし、従前に新造したものと同等の場合は、この限りでない。以下同じ。）を行うことができる。</p> <p>2 施設工務課長及び保安管理課長は、前項の修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法28条第1項の使用前事業者検査又は法43条の3の2第3項に定める廃止措置計画の変更認可申請を伴う場合は、次の各号を明らかにした修理及び改造計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>3 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4 施設工務課長及び保安管理課長は、第2項の承認を受けたときは、互いに通知しな</p>	<p>新検査導入に伴う変更</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>3 所長は、前項の承認をしようとする場合は、第1編第10条の規定による審議を受け、その意見の具申を尊重しなければならない。</p> <p>4 施設工務課長は、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴わないときには、廃止措置施設保安主務者の同意を得るとともに、所長の承認を得なければならない。</p> <p>5 施設工務課長は第2項の承認又は第4項の承認を得たときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第23条 検査委員会は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 施設工務課長及び保安管理課長は、検査委員会の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 検査委員会は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を得なければならない。</p> <p>4 検査委員会は、第1項の同意及び第3項の確認を得たときは、施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p>5 施設工務課長及び保安管理課長は、前項の通知を受けたときは、互いに通知しなければならない。</p>	<p>新検査導入に伴う変更</p>
<p>(保守結果等の報告)</p> <p>第25条 施設工務課長は、第21条及び第24条第1項の作業が終了したときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p>	<p>(保守結果等の報告等)</p> <p>第24条 施設工務課長及び保安管理課長は、第21条の定期事業者検査が終了したとき、第22条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、そ</p>	<p>新検査導入に伴う変更</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表（補正後）

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>2 施設工務課長は、第24条第2項に係る作業が終了したときは、所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第21条及び第24条第1項に係る作業が終了したときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>(警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第26条 施設工務課長は、別表第2に掲げる警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、正常に復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を所長に通報しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、別表第3に掲げる警報装置が作動したときは、正常に復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を所長並びに施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>(点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第27条 施設工務課長は、第11条、第12条、第13条、<u>第19条及び第20条</u>に係る点検等の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態へ復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、<u>第20条</u>に係る点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態へ復帰させるための措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置について、施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の点検等の結果、異常を認めたとき並びに前項及び第2編第51条の規定により保安管理課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときにおいて、その原因及び状況が原子炉施設の運転に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、所長、保安管理課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の通報を受けたときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得て原子炉施設の保安に必要な措置を講じるよう指示しなければならない。</p>	<p>の結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(巡視)</p> <p><u>第25条</u> 施設工務課長は、所管する設備・機器について別表第8に掲げるところにより巡視しなければならない。</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>(警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第26条 施設工務課長は、別表第2に掲げる警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、正常に復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を所長に通報しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、別表第3に掲げる警報装置が作動したときは、正常に復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を所長並びに施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>(巡視等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第27条 施設工務課長は、第11条、第12条、第13条、<u>第25条及び第27条の2</u>に係る巡視等の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態へ復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、<u>第27条の2</u>に係る巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態へ復帰させるための措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置について、施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の巡視等の結果、異常を認めたとき並びに前項及び第2編第49条の規定により保安管理課長から巡視の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときにおいて、その原因及び状況が原子炉施設の運転に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、所長、保安管理課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の通報を受けたときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得て原子炉施設の保安に必要な措置を講じるよう指示しなければならない。</p>	<p>新検査導入に伴う変更 第19条から移動</p> <p>新検査導入に伴う変更 条文番号変更</p> <p>新検査導入に伴う変更 条文番号変更</p> <p>新検査導入に伴う変更 条文番号変更</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>(勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第28条 勤務時間外において異常が発生した旨の通報を受けた者は、直ちに現場に赴き、通報連絡系統図により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が原子炉施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の通報を受けたときは、原子炉施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の措置を指示するときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>第5章 放射線管理</p> <p>(管理区域の区分)</p> <p>第29条 管理区域の区分は、別図第2に示すとおりである。</p> <p>(放射線測定機器)</p> <p>第30条 第2編第34条に規定する原子炉施設に係る放射線測定機器は、別表第10(その1)及び(その2)に掲げるとおりとする。</p>	<p>(地震後の措置)</p> <p>第27条の2 震度4以上の地震が発生したときは、施設工務課長は放射性廃棄物の廃棄施設、その他原子炉の附属施設を、保安管理課長は放射線管理施設を巡視し、異常がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の巡視の結果を保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>(火災発生時の措置)</p> <p>第27条の3 施設工務課長及び保安管理課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第23条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>2 火災鎮火後、施設工務課長は放射性廃棄物の廃棄施設、その他原子炉の附属施設を、保安管理課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、前項の確認の結果を保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>(勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第28条 勤務時間外において異常が発生した旨の通報を受けた者は、直ちに現場に赴き、通報連絡系統図により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が原子炉施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の通報を受けたときは、原子炉施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の措置を指示するときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>第5章 放射線管理</p> <p>(管理区域の区分)</p> <p>第29条 管理区域の区分は、別図第2に示すとおりである。</p> <p>(放射線測定機器)</p> <p>第30条 第2編第34条に規定する原子炉施設に係る放射線測定機器は、別表第9(その1)及び(その2)に掲げるとおりとする。</p>	<p>第20条から移動</p> <p>火災発生時の措置の明確化</p> <p>表番号繰り上げ</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考																
<p>(放射線測定機器の警報装置の設定)</p> <p>第31条 保安管理課長は、別表第3に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p> <p>別表第1 管理する原子炉施設の設備 (第1条関係)</p> <table border="1" data-bbox="284 491 1240 856"> <thead> <tr> <th>施 設 区 分</th> <th>設 備 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線廃棄物の廃棄施設</td> <td>液体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>屋外管理用設備 屋内管理用設備</td> </tr> <tr> <td>その他原子炉の附属施設</td> <td>附帯陸上施設換気設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2～別表第8 (省略)</p>	施 設 区 分	設 備 名	放射線廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備	放射線管理施設	屋外管理用設備 屋内管理用設備	その他原子炉の附属施設	附帯陸上施設換気設備	<p>(放射線測定機器の警報装置の設定)</p> <p>第31条 保安管理課長は、別表第3に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p> <p>別表第1 管理する原子炉施設の設備 (第1条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="1308 491 2264 856"> <thead> <tr> <th>施 設 区 分</th> <th>設 備 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線廃棄物の廃棄施設</td> <td>液体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>屋外管理用設備 屋内管理用設備</td> </tr> <tr> <td>その他原子炉の附属施設</td> <td>附帯陸上施設換気設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2～別表第8 (変更なし)</p>	施 設 区 分	設 備 名	放射線廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備	放射線管理施設	屋外管理用設備 屋内管理用設備	その他原子炉の附属施設	附帯陸上施設換気設備	<p>関連条文の適正化</p>
施 設 区 分	設 備 名																	
放射線廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備																	
放射線管理施設	屋外管理用設備 屋内管理用設備																	
その他原子炉の附属施設	附帯陸上施設換気設備																	
施 設 区 分	設 備 名																	
放射線廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備																	
放射線管理施設	屋外管理用設備 屋内管理用設備																	
その他原子炉の附属施設	附帯陸上施設換気設備																	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表(補正後)

現 行				変 更 案 (補正後)				備 考
別表第8 巡視(第19条関係)				別表第8 巡視(第25条関係)				条文番号変更
設 備 名	機 器 等	項 目	頻 度	設 備 名	機 器 等	項 目	頻 度	
気体廃棄物処理設備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/週	気体廃棄物処理設備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/週	
	オフガスブロー オフガスフィルタ	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/週		オフガスブロー オフガスフィルタ	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/週	
	配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回/週		配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回/週	
液体廃棄物処理設備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/週	液体廃棄物処理設備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/週	
	タンク類、配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回/週		タンク類、配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回/週	
	廃液ポンプ 処理済水ポンプ 海水ポンプ モニタポンプ	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/週		廃液ポンプ 処理済水ポンプ 海水ポンプ モニタポンプ	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/週	
固体廃棄物処理設備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/週	固体廃棄物処理設備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/週	
	タンク類、配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回/週		タンク類、配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回/週	
	圧縮機	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/週		圧縮機	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/週	
	固体廃棄物貯蔵室	(1) 外観 (2) 貯蔵状態	1回/週		固体廃棄物貯蔵室	(1) 外観 (2) 貯蔵状態	1回/週	
	撤去物等保管室	(1) 外観 (2) 貯蔵状態	1回/週		撤去物等保管室	(1) 外観 (2) 貯蔵状態	1回/週	
換 気 設 備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/週	換 気 設 備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/週	
	配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回/週		配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回/週	
	排気ファン 給気ファン	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/週		排気ファン 給気ファン	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/週	
燃料・廃棄物取扱棟		外 観	1回/月	燃料・廃棄物取扱棟		外 観	1回/月	
保 管 建 屋	撤去物等保管棟 原子炉室保管棟	外 観	1回/月	保 管 建 屋	撤去物等保管棟 原子炉室保管棟	外 観	1回/月	
機材・排水管理棟		外 観	1回/月	機材・排水管理棟		外 観	1回/月	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表（補正後）

現 行			変 更 案 (補正後)	備 考
別表第9 施設定期自主検査（第21条関係）			(削る)	新検査導入に伴う変更
設 備 名	機 器 等	検 査 項 目		
液体廃棄物処理設備	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正		
	塔槽類	(1) 漏えい検査		
	配管類	(1) 漏えい検査		
	ポンプ類	(1) 漏えい検査 (2) 作動検査		
	液体廃棄物処理主系統	(1) 作動検査		
固体廃棄物処理設備 — (雑固体圧縮機)	圧縮機	(1) 作動検査		
固体廃棄物処理設備 (使用済樹脂移送系)	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正		
	塔槽類	(1) 漏えい検査		
	配管類	(1) 漏えい検査		
固体廃棄物処理設備 — (貯蔵室等)	貯蔵室等	(1) 外観検査		
液体及び固体廃棄物処理設備	漏えい検出器	(1) 警報検査		
その他原子炉の附属設備	排気ファン	(1) 風量検査		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行				変 更 案 (補正後)						備 考		
(換気設備)			査									
		フィルタ	(1) 捕集効 率検査									
別表第10 (その1) 放射線測定機器 (第30条関係)				別表第9 (その1) 放射線測定機器 (第30条関係)						表番号繰り上げ 以下、同様 放射線測定機器の使用方法の明確化		
機器種別	設置場所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	設置場所	指示範囲	数量		使用方法	測定線種
エリアモニタ	雑固体処理エリア	$10^{-3} \sim 10^1$ mSv/h	1	管理区域内の線 量当量率の連続 監視	ガンマ線	エリアモニタ	雑固体処理エリア	$10^{-3} \sim 10^1$ mSv/h	1		管理区域内の線 量当量率の連続 監視に用いる。	ガンマ線
	管理区域2階通路	$10^{-3} \sim 10^1$ mSv/h	1	管理区域内の線 量当量率の連続 監視	ガンマ線		管理区域2階通路	$10^{-3} \sim 10^1$ mSv/h	1		管理区域内の線 量当量率の連続 監視に用いる。	ガンマ線
	原子炉室保管室	$10^{-3} \sim 10^1$ mSv/h	1	管理区域内の線 量当量率の連続 監視	ガンマ線		原子炉室保管室	$10^{-3} \sim 10^1$ mSv/h	1		管理区域内の線 量当量率の連続 監視に用いる。	ガンマ線
塵埃モニタ	雑固体処理エリア	$10^{-1} \sim 10^5$ s^{-1}	1	管理区域内の放 射性塵埃濃度の 連続監視	ベータ線	塵埃モニタ	雑固体処理エリア	$10^{-1} \sim 10^5$ s^{-1}	1		管理区域内の放 射性塵埃濃度の 連続監視に用い る。	ベータ線
排気ダストモニ タ	燃料・廃棄物取扱棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5$ s^{-1}	1	スタック排気中の放 射性塵埃の濃度 の連続監視	ベータ線	排気ダストモニ タ	燃料・廃棄物取扱棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5$ s^{-1}	1		スタック排気中の放 射性塵埃の濃度 の連続監視に用 いる。	ベータ線
	保管建屋排気口	$10^{-1} \sim 10^5$ s^{-1}	1	スタック排気中の放 射性塵埃の濃度 の連続監視	ベータ線		保管建屋排気口	$10^{-1} \sim 10^5$ s^{-1}	1		スタック排気中の放 射性塵埃の濃度 の連続監視に用 いる。	ベータ線

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行					変 更 案 (補正後)					備 考
別表第10 (その2) 放射線測定機器 (第30条関係)					別表第9 (その2) 放射線測定機器 (第30条関係)					放射線測定機器の使用方法の明確化
機 器 種 別	設 置 場 所	数 量	測 定 目 的	測定線種	機 器 種 別	設 置 場 所	数 量	使 用 方 法	測定線種	
ハンドフットクロス モニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面密度 の測定	ベータ線	ハンドフットクロス モニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面密度 の測定に用いる。	ベータ線	
表面汚染検査用サー バイメータ	施 設 内	2	床及び機器等の表面密度 の測定	ベータ線	表面汚染検査用サー バイメータ	施 設 内	2	床及び機器等の表面密度 の測定に用いる。	ベータ線	
ガンマ線サーバイメ ータ		2	線量当量率の測定 空気吸収線量率の測定	ガンマ線	ガンマ線サーバイメ ータ		2	線量当量率の測定に用い る。 空気吸収線量率の測定に 用いる。	ガンマ線	
					ガンマ線波高分析装 置		1	液体廃棄物中の放射性物 質濃度の測定に用いる。	ガンマ線	
					液体シンチレーショ ンカウンタ		1		³ H	
										放射性液体廃棄物の測定機器の明確化

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
<p>別図第1 (省略)</p> <p>別図第2 (その1) 燃料・廃棄物取扱棟1階及び中2階平面図 (管理区域)</p>	<p>別図第1 (変更なし)</p> <p>別図第2 (その1) 燃料・廃棄物取扱棟1階及び中2階平面図 (管理区域)</p>	<p>廃棄物保管場所の追加</p>
<p>別図第2 (その2) 燃料・廃棄物取扱棟2階平面図 (管理区域)</p>	<p>別図第2 (その2) 燃料・廃棄物取扱棟2階平面図 (管理区域)</p>	<p>廃棄物パッケージ内部点検場所を廃棄物パッケージ取扱場所に名称変更</p>
<p>別図第2 (その3) ~ 別図第2 (その6) (省略)</p>	<p>別図第2 (その3) ~ 別図第2 (その6) (省略)</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表 (補正後)

現 行	変 更 案 (補正後)	備 考
	<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>附則の追加</p>